事故情報の評価・分析及び事故防止モニタリング
（電気用品安全法特定製品安全性等調査確認）

報告書
B

平成24年度

平成 25 年 2 月

February, 2013

序

1．調査の目的

本調査は、製品安全政策の一環として、製品事故の未然・再発防止を図るため、市販されている電気用品について、電気用品安全法令に定める事項の遵守状況等を確認するためテスト及び調査を行い、法執行等の参考に資する資料を得ることを目的とする。

2．調査の内容

現在市販されている電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の規制対象である電気用品を市場から買い上げ、電気用品安全法令の遵守状況、表示内容の妥当性等についてテスト・調査を実施してその結果から問題点の解明を行い、当該電気用品の安全性等を検証し、製品に起因する事故の未然防止及び再発防止に資するための調査研究を行った。

3．調査の期間

平成24年7月24日から平成25年2月28日まで

目　次

調査検討報告

1．まえがき …… 2
2．電気用品試買検査の実施方法 …… 2
　2．1　検査品目 …… 2
　2．2　検査項目 …… 2
3．電気用品試買検査の結果 …… 4
　3．1　検査結果の概要 …… 4
　3．2　電気用品試買検査結果総括表 …… 4
　3．3　技術基準不適合項目と不適合数 …… 7
　3．4　検査品目番号と対比する電気用品名一覧 …… 8
　3．5　品目別検査結果表 …… 9
　3．6　技術基準不適合電気用品の概要 …… 52
　3．7　施行規則不適合電気用品の概要 …… 109

電気用品安全法特定製品安全性等調査確認

1. まえがき

本調査では、市場に流通している電気用品安全法対象品目のうち、経済産業省より指定された通常品目（電気用品全品目を3年から5年程度で一巡して試験できるように選定）及び特記品目（近年の事故事例等を踏まえて選定）について試買テストを実施した。

2. 電気用品試買検査の実施方法

2．1　検査品目

電気用品安全法対象品目（特定電気用品116品目、特定電気用品以外の電気用品341品目）は、一般消費者の使用する家電製品の他に、業務用機器、設備機器、電気設備用資材など、多岐に亘っているが、これらの電気用品について定期的な試買テストを実施するため、電気用品の区分及び用途別に、試買電気用品リストに示す品目数（通常品目25品目（うち特定電気用品4品目、特定電気用品以外の電気用品21品目）及び特記品目7品目（特定電気用品以外の電気用品））の電気用品について、試買テストを実施した。

2．2　検査項目

① 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）第1項の技術基準の該当項目又は第2項の規定に基づく基準（ただし、部品性能試験を除く）。

② 電気用品安全法で規定する表示。

試買電気用品リスト　　（　32 品目　136 機種　226 台）

特記品目　　（　7 品目　35 機種　60 台）

特定電気用品以外の電気用品（　7 品目　35 機種　60 台）

電気用品の区分	電気用品名
電熱器具　（　2　）	電気ストーブ 電気湯沸器
電動力応用機械器具　（　4　）	電気冷水機 毛髪乾燥機 電気除湿機 電気加湿機
電子応用機械器具　（　1　）	電子レンジ

通常品目　　（　25 品目　101 機種　166 台）

特定電気用品　（　4 品目　14 機種　23 台）

電気用品の区分	電気用品名
電熱器具　（　4　）	電気温蔵庫 水道凍結防止器 電気サウナバス 観賞植物用ヒーター

特定電気用品以外の電気用品（　21 品目　87 機種　143 台）

電気用品の区分	電気用品名
電熱器具　（　13　）	電気ひざ掛け 電気座布団 電気たこ焼き器 電気ホットプレート 電気フライパン 電気なべ 電気加温台 電気コーヒー沸器 その他の調理用電熱器具 電熱ナイフ その他の工作用又は工芸用電熱器具 電気消毒器(電熱装置) 電気プレス器
電子応用機械器具　（　3　）	その他の音響機器 家庭用低周波治療器 家庭用超短波治療器
交流用電気機械器具　（　5　）	コンセント付家具 その他の電気機械器具付家具 調光器 防犯警報器 医療用物質生成器

３．電気用品試買検査の結果

３．１　検査結果の概要

試買検査は、32 品目、123 機種について、検査品を使用して検査を実施した。
そのうち、次のとおり不適合があった。

技術基準不適合；　18 品目、 33 機種
施行規則不適合；　 2 品目、　2 機種

３．２　電気用品試買検査結果総括表

【総合計】

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
総合計	117 (81)	123 (86)	31 (24)	33 (26)	2 (1)	2 (1)
品目数	32		18		2	

備考：表中の括弧内は、事業者数にあっては輸入事業者数を、機種数にあっては輸入機種数を示し、内数である。（以下、この項において同じ。）

【特記品目合計】

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
特記品目合計	31 (30)	33 (32)	11 (11)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
品目数	7		4		0	

【通常品目合計】

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
通常品目合計	86 (51)	90 (54)	20 (13)	20 (13)	2 (1)	2 (1)
品目数	25		14		2	

【特定電気用品合計（特記品目＋通常品目）】

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
特定電気用品合計	13 (1)	13 (1)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)
品目数	4		1		0	

【特定電気用品以外の電気用品合計（特記品目＋通常品目）】

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
特定電気用品以外の電気用品合計	104 (80)	110 (85)	29 (23)	31 (25)	2 (1)	2 (1)
品目数	28		17		2	

【特記品目詳細】

特定電気用品以外の電気用品

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
電気ストーブ	5 （ 4 ）	5 （ 4 ）				
電気湯沸器	3 （ 3 ）	4 （ 4 ）	3 （ 3 ）	4 （ 4 ）		
電気冷水機	3 （ 3 ）	4 （ 4 ）	3 （ 3 ）	4 （ 4 ）		
毛髪乾燥機	5 （ 5 ）	5 （ 5 ）	2 （ 2 ）	2 （ 2 ）		
電気除湿機	5 （ 5 ）	5 （ 5 ）				
電気加湿機	5 （ 5 ）	5 （ 5 ）				
電子レンジ	5 （ 5 ）	5 （ 5 ）	3 （ 3 ）	3 （ 3 ）		
特定電気用品以外の電気用品合計	31 （ 30 ）	33 （ 32 ）	11 （ 11 ）	13 （ 13 ）	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）
品目数	7		4		0	

【通常品目詳細】

特定電気用品

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
電気温蔵庫	5 （ 1 ）	5 （ 1 ）	2 （ 1 ）	2 （ 1 ）		
水道凍結防止器	5	5				
電気サウナバス	1	1				
観賞植物用ヒーター	2	2				
特定電気用品合計	13 （ 1 ）	13 （ 1 ）	2 （ 1 ）	2 （ 1 ）	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）
品目数	4		1		0	

特定電気用品以外の電気用品

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
電気ひざ掛け	3 （ 3 ）	5 （ 5 ）				
電気座布団	5 （ 3 ）	5 （ 3 ）	1 （ 1 ）	1 （ 1 ）		
電気たこ焼き器	5 （ 4 ）	5 （ 4 ）	1 （ 1 ）	1 （ 1 ）		
電気ホットプレート	5 （ 4 ）	5 （ 4 ）				
電気フライパン	4 （ 3 ）	4 （ 3 ）	1 （ 1 ）	1 （ 1 ）		
電気なべ	5 （ 5 ）	5 （ 5 ）	2 （ 2 ）	2 （ 2 ）		
電気加温台	2 （ 2 ）	2 （ 2 ）	1 （ 1 ）	1 （ 1 ）		
電気コーヒー沸器	4 （ 4 ）	5 （ 5 ）	1 （ 1 ）	1 （ 1 ）		
その他の調理用電熱器具	5 （ 5 ）	5 （ 5 ）				
電熱ナイフ	2	2				
その他の工作用又は工芸用電	5 （ 2 ）	5 （ 2 ）	2 （ 1 ）	2 （ 1 ）		
電気消毒器(電熱装置)	1 （ 1 ）	1 （ 1 ）				
電気プレス器	1	1				
その他の音響機器	5 （ 5 ）	5 （ 5 ）	1 （ 1 ）	1 （ 1 ）		
家庭用低周波治療器	1	1				
家庭用超短波治療器	1	1				
コンセント付家具	5 （ 2 ）	5 （ 2 ）	2 （ 1 ）	2 （ 1 ）	1	1
その他の電気機械器具付家具	4 （ 4 ）	4 （ 4 ）	2 （ 2 ）	2 （ 2 ）	1 （ 1 ）	1 （ 1 ）
調光器	2 （ 1 ）	3 （ 1 ）	1	1		
防犯警報器	3 （ 1 ）	3 （ 1 ）	1	1		
医療用物質生成器	5 （ 1 ）	5 （ 1 ）	2	2		
特定電気用品以外の電気用品合計	73 （ 50 ）	77 （ 53 ）	18 （ 12 ）	18 （ 12 ）	2 （ 1 ）	2 （ 1 ）
品目数	21		13		2	

３．３ 技術基準不適合項目と不適合数

技術基準不適合	不適合数
省令第1項	44
省令第2項	13
総　計	57

【省令第1項】

不　適　合　項　目	技　術　基　準　の　内　容	不適合数
別表第八1(1)ロ	電気絶縁物及び熱絶縁物	2
別表第八1(2)イ	形状、組立、動作が円滑	1
別表第八1(2)ト	空間距離	1
別表第八1(2)ソ	アース機構	3
別表第八1(2)ツ(イ)	アース線	2
別表第八1(2)ツ(ハ)	人が触れるおそれのある非金属部の表面	6
別表第八1(2)ツ(ニ)a	アース線の表示	2
別表第八1(2)ツ(ホ)a	アース線の取付	2
別表第八1(2)ツ(ホ)c	アース用端子の兼用	2
別表第八1(2)マ	電流(温度)ヒューズの定格表示	8
別表第八1(2)テ	尖頭電圧	1
別表第八1(2)ヒ	保温材、断熱材等の難燃性	1
別表第八1(3)イ	部品の定格(電圧、電流)	1
別表第八1(3)ロ	電源電線(ビニル系)の使用禁止	3
別表第八1(3)ハ(ロ)	アース線の断面積	1
別表第八1(4)ハ(イ)	消費電力の許容差	1
別表第八1(5)ニ(ロ)a	連続性雑音端子電圧	2
別表第八1(12)	表示	3
別表第八2(4)イ(ロ)	防水構造	1
別表第八2(75)ハ	平常温度上昇	1
合　　計		44

【省令第2項】

不　適　合　項　目	技　術　基　準　の　内　容	不適合数
J60065(H23)5．1	定格等の表示	1
J60335－1(H20)7．12	取扱説明書	2
J60335－1(H20)7．12．5	取扱説明書	5
J60335－1(H20)7．13	取扱説明書:公用語表示	1
J60335－1(H20)10．1	入力(消費電力)	1
J60335－1(H20)25．14	電源電線の折り曲げ	1
J60335－1(H20)25．20	電源電線:可触金属部からの絶縁	1
J55014－1(H20)4．1．1	妨害波の端子電圧	1
合　　計		13

３．４　検査品目番号と対比する電気用品名一覧

電気用品名	機種数	品目番号	備考(購入断念理由)
電気温蔵庫	5	501	
水道凍結防止器	5	502	
電気サウナバス	1	503	
観賞植物用ヒーター	2	504	
電気ひざ掛け	5	601	
電気座布団	5	602	
電気たこ焼き器	5	603	
電気ホットプレート	5	604	
電気フライパン	4	605	
電気なべ	5	606	
電気加温台	2	607	
電気コーヒー沸器	5	608	
その他の調理用電熱器具	5	609	
電熱ナイフ	2	610	
その他の工作用又は工芸用電熱器具	5	611	
電気消毒器(電熱装置)	1	612	
電気プレス器	1	613	
その他の音響機器	5	614	
家庭用低周波治療器	1	615	
家庭用超短波治療器	1	616	
コンセント付家具	5	617	
その他の電気機械器具付家具	4	618	
調光器	3	619	
防犯警報器	3	620	
医療用物質生成器	5	621	
電気ストーブ	5	701	
電気湯沸器	4	702	
電気冷水機	4	703	
毛髪乾燥機	5	704	
電気除湿機	5	705	
電気加湿機	5	706	
電子レンジ	5	707	

３．５　品目別検査結果表

注：表中の記号（〇、×、ー）の意味は、次のとおりです。
〇 ：適合した項目
× ：適合しなかった項目
ー ：試験を適用しなかった項目

品目番号　５０１

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共通事項													２．個別事項（１３）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇								技術基準	施行規則
1	電気温蔵庫	100V 220W	㊎JET （HP-28）	㈱アンナカ	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○							○	○
2	電気温蔵庫	100V 180W	㊎JET （HW-P17）	㈱ホリズォン	○	×	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○							×	○
3	電気温蔵庫	100V 120W	㊎JET （FC-8S）	㈱ヨシカワ （タイジ）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○							○	○
4	電気温蔵庫	100V 310W	㊎JET （SW30-E2）	日本ヒーター機器㈱	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○							○	○
5	電気温蔵庫	100V 180W	㊎CQC （MPR15B-2F）	㈱明海 （輸入）	○	○	×	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○							×	○

品目番号　５０２

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共通事項													２．個別事項（３２）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇								技術基準	施行規則
1	水道凍結防止器	100V 30W 屋外用	㊞JET （Yタイプ 3m）	㈱ワーク	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○							○	○
2	水道凍結防止器	100V 35W 屋外用	㊞cosmos （RHR 3m）	山清電気㈱	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○							○	○
3	水道凍結防止器	100V 12W 屋外用	㊞JET （2ES）	東京特殊電線㈱	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－							○	○
4	水道凍結防止器	100V 35W 屋外用	㊞JET （9698-3）	電熱産業㈱ （カクダイ）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○							○	○
5	水道凍結防止器	100V 1.2W 屋外用	㊞JET （WV-2）	㈱小口製作所 （日本電熱）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－							○	○

品目番号　５０３

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共通事項													２．個別事項（２６）													
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 折り畳み性能	ヘ 感熱線の均一特性						技術基準	施行規則
1	電気サウナバス	100V 800W	㊞JET （ﾀﾞｲﾔﾄﾞｰﾑﾘﾌﾚ DDH-02型）	ダイヤ技研㈱	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	－	－						○	○

品目番号　５０４

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等（型番）	製造事業者名又は輸入事業者名（ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共通事項													２．個別事項（１）													
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 熱板の強度								技術基準	施行規則
1	観賞植物用ヒーター	100V 491/490W 50/60Hz	㊐JET (FHM-PH50)	みのる産業㈱ （ピカコーポレイション）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	○	－							○	○
2	観賞植物用ヒーター	100V 250W	㊐JET (NS250)	昭和精機工業㈱	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－							○	○

品目番号　６０１

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共通事項													２．個別事項（４）													
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 折り畳み性能	ヘ 感熱線の均一特性	ト 機械的強度							技術基準	施行規則
1	電気ひざ掛け	100V 55W	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （YHK-550）	㈱広電 （山善） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	○	－	○					○	○
2	電気ひざ掛け	100V 55W	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （KWS-H120）	㈱広電 （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	○	－	○					○	○
3	電気ひざ掛け	100V 50W	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （HDH-5011）	伊藤忠商事㈱ （小泉成器） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	○	－	○					○	○
4	電気ひざ掛け	100V 50W	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （DH-T1211－GY）	三京㈱ （電響社） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	○	－	○					○	○
5	電気ひざ掛け	100V 50W	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （HTB-501）	三京㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	○	－	○					○	○

品目番号　６０２

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共通事項													２．個別事項（４）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 折り畳み性能	ヘ 感熱線の均一特性	ト 機械的強度					技術基準	施行規則
1	電気座布団	100V 60W 50/60Hz	(PSE) (X-55)	㈱プロスタッフ （輸入）	○	×	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		×	※	○	○	－	－	○					×	○
2	電気座布団	100V 50W	(PSE) S-JETﾏｰｸ付 (NA-141S)	㈱なかぎし	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	－	－	○					○	○
3	電気座布団	100V 50W 50/60Hz	(PSE) (AX-EL65)	㈱アテックス （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	－	－	○					○	○
4	電気座布団	100V 20W	(PSE) S-JETﾏｰｸ付 (FT-51M(BE))	曽和繊維工業㈱ （フィフティ） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	－	－	○					○	○
5	電気座布団	100V 42W	(PSE) （ホットクッション）	㈲トップテクノ （セイシン）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	－	－	○					○	○

※ 防水処理を施していない構造（不適合）であったため、絶縁性能のうち、浸水絶縁試験を実施できなかった。

品目番号　６０３

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共通事項													２．個別事項（１０）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 絶縁性能	ロ 平常温度上昇	ハ 機械的強度									技術基準	施行規則
1	電気たこ焼き器	100V 650W 50/60Hz	(PSE) (ETY-18K)	アイリスオーヤマ㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
2	電気たこ焼き器	100V 650W 50/60Hz	(PSE) (ADT-218)	吉井電気㈱ （アピテラックス） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
3	電気たこ焼き器	100V 500W	(PSE) S-JETﾏｰｸ付 (NT-400)	㈲新津興器 （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
5	電気たこ焼き器	100V 850W	(PSE) S-JETﾏｰｸ付 (CS3-0104)	㈱中央産業	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○

品目番号　６０３

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項：Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）、Ｊ６０３３５－２－９（Ｈ２０）及びＪ５５０１４－１（Ｈ２０）																									判定	
					7	8	10	11	13	15	16	17	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32			技術基準	施行規則
					表示及び取扱説明書	充電部への可触に対する保護	入力及び電流	温度上昇	運転時の漏洩電流及び耐電性	耐湿性	漏洩電流及び耐電性	変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護	異常運転	安定性及び機械的危険	機械的強度	構造	内部配線	部品	電線接続及び外部可とうコード	外部電線用端子	アース接続	ねじ及び接続	沿面距離・空間距離及び通し絶縁距離	耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	耐腐食性	エックス線放射、毒性その他これに類する危険性	雑音の強さ			
4	電気たこ焼き器	100V 50/60Hz 650W	㊂ (TYI-18I)	㈱ジーワン・トレード （輸入）	×	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○		×	○

品目番号　６０４

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共通事項													２．個別事項（１０）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 絶縁性能	ロ 平常温度上昇	ハ 機械的強度									技術基準	施行規則
1	電気ホットプレート	100V 1300W	㊂ S-JQAﾏｰｸ付 （CPV-G130-TH）	タイガー魔法瓶㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	－								○	○
2	電気ホットプレート	100V 1300W	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （HGK-10WK-NE）	東芝ホームテクノ㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	－								○	○
3	電気ホットプレート	100V 1300W	㊂ （EHP-4330W）	アイリスオーヤマ㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
4	電気ホットプレート	100V 1300W	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （WBV-13A）	ピーコック魔法瓶工業㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
5	電気ホットプレート	100V 1200W	㊂ （KS-2729）	杉山金属㈱	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○

品目番号　６０５

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共通事項													２．個別事項（１０）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 絶縁性能	ロ 平常温度上昇	ハ 機械的強度									技術基準	施行規則
1	電気フライパン	100V 900W 50/60Hz	㊂ （MKA-900）	リバース電子㈱ （三ツ谷電機） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
2	電気フライパン	100V 1000W 50/60Hz	㊂ （CDF-100JBS）	㈱三栄コーポレーション （クイジナートサンエイ） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
3	電気フライパン	100V 650W	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （MTN-654）	㈱丸山技研 （和平フレイズ）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
4	電気フライパン	100V 840W 50/60Hz	㊂ （MCE-3323）	㈱マクロス （エデル） （輸入）	○	○	×	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								×	○

品目番号　６０６

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共通事項													２．個別事項（９）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 機械的強度							技術基準	施行規則
1	電気なべ	100V 500W 50/60Hz	㊂ (APN-172G(S))	吉井電気㈱ （アビテラックス） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		－	○	○	○	○							○	○
2	電気なべ	100V 650W 50/60Hz	㊂ (DSMG-650)	㈱石崎電機製作所 (CIERTO) （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		－	○	○	○	○							○	○
3	電気なべ	100V 650W 50/60Hz	㊂ S-JETﾏｰｸ付 (MC-801)	㈱ドリテック （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		－	○	○	○	○							○	○

品目番号　６０６

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項：Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）、Ｊ６０３３５－２－１５（Ｈ２０）及びＪ５５０１４－１（Ｈ２０）																									判定	
					7 表示及び取扱説明書	8 充電部への可触に対する保護	10 入力及び電流	11 温度上昇	13 運転時の漏洩電流及び耐電性	15 耐湿性	16 漏洩電流及び耐電性	17 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護	19 異常運転	20 安定性及び機械的危険	21 機械的強度	22 構造	23 内部配線	24 部品	25 電線接続及び外部可とうコード	26 外部電線用端子	27 アース接続	28 ねじ及び接続	29 沿面距離・空間距離及び通し絶縁距離	30 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	31 耐腐食性	32 エックス線放射、毒性その他これに類する危険性	雑音の強さ			技術基準	施行規則
4	電気なべ	100V 600W 50/60Hz	㊂ S-TUVﾏｰｸ付 （NMA-003）	㈱丸隆 （ニトリ） （輸入）	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	×	○	○	○	○	○	○	○	○			×	○
5	電気なべ	100V 500W 50/60Hz	㊂ （KS-352）	㈱ヨシナ （ワイ・エス・エヌ） （輸入）	×	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			×	○

品目番号　６０７

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																						判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（１５）											
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 絶縁性能	ロ 平常温度上昇	ハ 異常温度上昇	ニ 機械的強度	ホ 急冷試験							技術基準	施行規則
1	電気加温台	100V 80W 50/60Hz	㊂ （BMW-1A）	㈱アピックスインターナショナル （ボンマック） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	－							○	○

品目番号　６０７

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項：Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）、Ｊ６０３３５－２－１２（Ｈ２０）及びＪ５５０１４－１（Ｈ２０）																									判定	
					7	8	10	11	13	15	16	17	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32			技術基準	施行規則
					表示及び取扱説明書	充電部への可触に対する保護	入力及び電流	温度上昇	運転時の漏洩電流及び耐電性	耐湿性	漏洩電流及び耐電性	変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護	異常運転	安定性及び機械的危険	機械的強度	構造	内部配線	部品	電線接続及び外部可とうコード	外部電線用端子	アース接続	ねじ及び接続	沿面距離・空間距離及び通し絶縁距離	耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	耐腐食性	エックス線放射、毒性その他これに類する危険性	雑音の強さ			
2	電気加温台	100V 90W 50/60Hz	㊂ (WX-1)	ラッキーアイクレマス㈱ (BUNN) （輸入）	×	○	×	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	※	○	○	○	○	○	○	－	○		×	○

※ 電源電線については、「㊂マーク」の表示がなかったが、電線の部品試験を省略した。（電線単独での調達が不可能なため）

品目番号　６０８

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項：Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）、Ｊ６０３３５－２－１５（Ｈ２０）及びＪ５５０１４－１（Ｈ２０）																								判定	
					7 表示及び取扱説明書	8 充電部への可触に対する保護	10 入力及び電流	11 温度上昇	13 運転時の漏洩電流及び耐電性	15 耐湿性	16 漏洩電流及び耐電性	17 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護	19 異常運転	20 安定性及び機械的危険	21 機械的強度	22 構造	23 内部配線	24 部品	25 電線接続及び外部可とうコード	26 外部電線用端子	27 アース接続	28 ねじ及び接続	29 沿面距離・空間距離及び通し絶縁距離	30 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	31 耐腐食性	32 エックス線放射、毒性その他これに類する危険性	雑音の強さ		技術基準	施行規則
1	電気コーヒー沸器	100V 750W 50/60Hz	㊂ （7610JP）	㈱大石アンドアソシエイツ （ラッセルホブス） （輸入）	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	電気コーヒー沸器	100V 1000W 50/60Hz	㊂ S-TUVﾏｰｸ付 （EP2）	燦坤日本電器㈱ （UCC） （輸入）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	電気コーヒー沸器	100V 14.6A 50/60Hz	㊂ （MD9747）	ネスレ日本㈱ （輸入）	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

品目番号　６０８

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（９）											技術基準	施行規則
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 機械的強度								
3	電気コーヒー沸器	100V 650W	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （JCM-511）	メリタジャパン㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		－	○	○	○	○							○	○
4	電気コーヒー沸器	100V 650W 50/60Hz	㊂ （CA-3S）	燦坤日本電器㈱ （デバイススタイル） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		－	○	○	○	○							○	○

品目番号　６０９

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																										判定	
					１．共通事項													２．個別事項（２０）															
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 機械的強度	ヘ 感熱線の均一特性	ト 耐過速度性能								技術基準	施行規則
1	その他の調理用電熱器具	100V 480W 50/60Hz	㊂ (PY-E631W)	ツインバード工業㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		－	○	○	○	－	－	－							○	○

品目番号　６０９

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項：Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）、Ｊ６０３３５－２－９（Ｈ２０）及びＪ５５０１４－１（Ｈ２０）																								判定	
					7 表示及び取扱説明書	8 充電部への可触に対する保護	10 入力及び電流	11 温度上昇	13 運転時の漏洩電流及び耐電性	15 耐湿性	16 漏洩電流及び耐電性	17 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護	19 異常運転	20 安定性及び機械的危険	21 機械的強度	22 構造	23 内部配線	24 部品	25 電線接続及び外部可とうコード	26 外部電線用端子	27 アース接続	28 ねじ及び接続	29 沿面距離・空間距離及び通し絶縁距離	30 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	31 耐腐食性	32 エックス線放射、毒性その他これに類する危険性	雑音の強さ		技術基準	施行規則
2	その他の調理用電熱器具	100V 650W 50/60Hz	(PF522170/87A-1812)	㈱グループセブジャパン （ティファール） （輸入）	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○		○	○
3	その他の調理用電熱器具	100V 500W 50/60Hz	S-TUV付 (SHB-222)	㈱オークセール （輸入）	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○		○	○
4	その他の調理用電熱器具	100V 580W 50/60Hz	S-TUV付 (PHB-5812M)	ユアサプライムス㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○		○	○
5	その他の調理用電熱器具	100V 560W 50-60Hz	S-TUV付 (BK-B36)	㈱シー・シー・ピー （輸入）	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○		○	○

品目番号　６１０

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（２８）										技術基準	施行規則
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 絶縁性能	ロ 平常温度上昇	ハ 機械的強度									
1	電熱ナイフ	100V 35W 50/60Hz	PS E （SHCT-2）	㈱石崎電機製作所群馬工場 （東方電材）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
2	電熱ナイフ	100V 48W	PS E （HE-110）	太洋電機産業㈱	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○

品目番号　６１１

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共通事項													２．個別事項（２８の２）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 機械的強度							技術基準	施行規則
1	その他の工作用又は工芸用電熱器具	100V 6W 50/60Hz	(PSE) （発泡ｽﾁﾛｰﾙｶｯﾀｰ(250-1)）	白光㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	○							○	○
2	その他の工作用又は工芸用電熱器具	100V 30W 50/60Hz 回	(PSE) （卓上ｽﾁﾛｰﾙｶｯﾀｰ）	㈱キソパワーツール （プロクソン）	○	○	×	○	○	○	○	－	○	－	－	○		○	○	○	－	○							×	○
3	その他の工作用又は工芸用電熱器具	100V 5W	(PSE) S-JETﾏｰｸ付 （ﾃﾞｺｶｯﾀｰE55）	鳥井電器㈱	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	○							○	○
4	その他の工作用又は工芸用電熱器具	100V 20W 50/60Hz	(PSE) （HCM-S Plus）	㈲サカイマシンツール （輸入）	○	×	×	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	○							×	○
5	その他の工作用又は工芸用電熱器具	100V 45W 50/60Hz	(PSE) （発泡ｽﾁﾛｰﾙｶｯﾀｰ SUREHC-300F）	㈱石崎電機製作所	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	○		○	○	○	－	○							○	○

品目番号　６１２

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共通事項													２．個別事項（２１）													
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 機械的強度								技術基準	施行規則
1	電気消毒器 （電熱装置）	100V 1500W 50/60Hz 回	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （SC630J-3）	㈱オークローンマーケティング （ショップジャパン） （輸入）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○		－	○	○	○	○								○	○

品目番号　６１３

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																										判定	
					１．共通事項													２．個別事項（３７）															
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 噴霧性能	ヘ 圧力安全弁の動作性能	ト 機械的強度							技術基準	施行規則
1	電気プレス器	100V 280W	㉮ S-JETﾏｰｸ付 (HIPT32)	金澤工業㈱ （東芝ホームアプライアンス）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		－	○	○	○	－	－	－							○	○

品目番号　６１４

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項：Ｊ６００６５（Ｈ２０）及びＪ５５０１３（Ｈ１４）																						判定	
					5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20								技術基準	施行規則
					表示及び説明書	危険な放射	通常動作状態での温度上昇	感電に対する保護に関する構造要求	通常動作状態での感電の危険	絶縁要求	故障状態	機械的強度	空間距離及び沿面距離	部品	端子	外部可撓コード	電気的接続及び機械的固定	映像管の機械的強度及び爆縮に対する保護	安定性及び機械的危険	防火性	雑音の強さ								
1	その他の音響機器	100V 20W 50/60Hz 回	㊂ (BDP-S380)	ソニーイーエムシーエス㈱ （ソニー） （輸入）	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○							○	○

品目番号　６１４

検査試料番号	電気用品名	定　格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項：Ｊ６００６５（Ｈ２３）及びＪ５５０１３（Ｈ２２）																						判定	
					5 表示及び説明書	6 危険な放射	7 通常動作状態での温度上昇	8 感電に対する保護に関する構造要求	9 通常動作状態での感電の危険	10 絶縁要求	11 故障状態	12 機械的強度	13 空間距離及び沿面距離	14 部品	15 端子	16 外部可撓コード	17 電気的接続及び機械的固定	18 映像管の機械的強度及び爆縮に対する保護	19 安定性及び機械的危険	20 防火性	雑音の強さ								技術基準	施行規則
2	その他の音響機器	100V 13W 50/60Hz ⧈	㊂ （DMP-BD77）	パナソニック㈱ （輸入）	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○								○	○
3	その他の音響機器	110-240V 17W 50/60Hz ⧈	㊂ （HBD-2280S）	セントレードME㈱ （輸入）	×	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○								×	○
4	その他の音響機器	100V 16W 50/60Hz ⧈	㊂ （BDP-3110-K）	パイオニア㈱ （輸入）	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○								○	○

品目番号　６１４

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項：Ｊ６００６５（Ｈ１４）及びＪ５５０１３（Ｈ１４）																						判定	
					5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20								技術基準	施行規則
					表示及び説明書	危険な放射	通常動作状態での温度上昇	感電に対する保護に関する構造要求	通常動作状態での感電の危険	絶縁要求	故障状態	機械的強度	空間距離及び沿面距離	部品	端子	外部可撓コード	電気的接続及び機械的固定	映像管の機械的強度及び爆縮に対する保護	安定性及び機械的危険	防火性	雑音の強さ								
5	その他の音響機器	100V 12W 50/60Hz 回	㊚ S-JQAﾏｰｸ付 （BP120）	LG Electronics Japan ㈱ （輸入）	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○							○	○

品目番号　６１５

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項： Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）、Ｊ６０３３５－２－Ｊ９（Ｈ２３）及びＪ５５０１４－１（Ｈ２０）																									判定	
					7 表示及び取扱説明書	8 充電部への可触に対する保護	10 入力及び電流	11 温度上昇	13 運転時の漏洩電流及び耐電性	15 耐湿性	16 漏洩電流及び耐電性	17 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護	19 異常運転	20 安定性及び機械的危険	21 機械的強度	22 構造	23 内部配線	24 部品	25 電線接続及び外部可とうコード	26 外部電線用端子	27 アース接続	28 ねじ及び接続	29 沿面距離・空間距離及び通し絶縁距離	30 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	31 耐腐食性	32 エックス線放射、毒性その他これに類する危険性				技術基準	施行規則
1	家庭用低周波治療器	100V 5W 50/60Hz	㊂ （SW-400）	伊藤超短波㈱ （フジ医療器）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	－	－	○		○	○

品目番号　６１６

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項： Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）、Ｊ６０３３５－２－Ｊ９（Ｈ２３）及びＪ５５００１（Ｈ２０）																								判定	
					7 表示及び取扱説明書	8 充電部への可触に対する保護	10 入力及び電流	11 温度上昇	13 運転時の漏洩電流及び耐電性	15 耐湿性	16 漏洩電流及び耐電性	17 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護	19 異常運転	20 安定性及び機械的危険	21 機械的強度	22 構造	23 内部配線	24 部品	25 電線接続及び外部可とうコード	26 外部電線用端子	27 アース接続	28 ねじ及び接続	29 沿面距離・空間距離及び通し絶縁距離	30 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	31 耐腐食性	32 エックス線放射、毒性その他これに類する危険性			技術基準	施行規則
1	家庭用超短波治療器	100V 55W 50/60Hz	㊂ （SW-400）	伊藤超短波㈱ （フジ医療器）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

品目番号　６１７

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																						判定	
					１．共通事項													２．個別事項（１０７）										
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇									技術基準	施行規則
1	コンセント付家具	100V	(PSE) (FUGA LBR FOR BOTTOM 2015451)	㈱ニトリ （輸入）	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
2	コンセント付家具	100V 50/60Hz 1500W	(PSE) (ｵｱｼｽ2 MBR-1段 NT S)	㈱サンコウ	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
3	コンセント付家具	100V 50/60Hz	(PSE) (KP-910VN)	㈱サン・ハーベスト （輸入）	○	○	×	－	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								×	○
4	コンセント付家具	100V 50/60Hz 1500W	(PSE) (30ﾅｲﾄﾃｰﾌﾞﾙ ﾘﾃﾞｱ NA)	アイクラフト㈲	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
5	コンセント付家具	表示なし	表示なし (ｴﾌｪｯﾄ3面 12085500061)	㈲鈴木木工家具 （ニトリ）	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	×		○	○	○								×	×

品目番号　６１８

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共通事項													２．個別事項（１０７）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇									技術基準	施行規則
1	その他の電気機械器具付家具	100V 48W 50/60Hz	(KSM-780)	㈱TESSコーポレーション （コイズミファニテク） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○								○	○
2	その他の電気機械器具付家具	100V 52W 50/60Hz	(OTB-TD)	㈱サンエム （アイリスオーヤマ） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○								○	○
3	その他の電気機械器具付家具	表示なし	表示なし (AX-B551E)	㈱アテックス （輸入）	○	○	○	※	○	○	－	○	○	－	－	×		○	○	○								×	×
4	その他の電気機械器具付家具	100V 55W 50/60Hz	(CEB-8S(DBR))	㈱山善 （輸入）	○	○	○	×	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○								×	○

※ 銘板に消費電力の表示がないため、判定ができなかった。

品目番号　６１９

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共通事項													２．個別事項（１０３）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇									技術基準	施行規則
1	調光器	100V 500VA 50/60Hz 適合負荷 40W～500W	㋮ （DP-36766E）	トヨスター㈱ （大光電機）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
2	調光器	100V 100VA 50/60Hz	㋮ （LC6000D）	㈱Nasnos （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○								○	○
3	調光器	100V 400VA	㋮ （TMC-400B）	トヨスター㈱	○	×	○	○	×	○	－	－	○	－	－	○		○	○	※								×	○

※ 平常温度試験において、過負荷保護装置が動作したため判定できなかった。

品目番号　６２０

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																						判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（９７）											
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 絶縁性能	ロ 平常温度上昇										技術基準	施行規則
1	防犯警報器	100V 3W 50/60Hz	(REV200)	リーベックス㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○									○	○
2	防犯警報器	100V 6W 50/60Hz	(S-RC5)	オフロム㈱ （OPTEX）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○									○	○
3	防犯警報器	100V 5W 50/60Hz	(RX-200A-S)	竹中エンジニアリング㈱ （TAKEX）	○	×	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○									×	○

品目番号　６２１

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共通事項													２．個別事項（９８）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 入力電流の許容差								技術基準	施行規則
1	医療用物質生成器	100V 1.2A 50/60Hz	PSE S-JETﾏｰｸ付 （TEK532）	TOTO㈱	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○								○	○
2	医療用物質生成器	100～200V 46mA 50/60Hz	PSE （PLS-1）	オーニット㈱ （オーシーアール）	○	○	○	※	○	○	－	－	○	－	－	×		○	○	○	－								×	○
3	医療用物質生成器	100V 1.2A 50/60Hz	PSE S-JETﾏｰｸ付 （OH-A22N）	㈱美浜工業 （ヤマハリビングテック）	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○								○	○
4	医療用物質生成器	100V 6/7.5W 50/60Hz	PSE （L/75）	㈲アデックス	○	×	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－								×	○
5	医療用物質生成器	100V 13W 50-60Hz	PSE S-JETﾏｰｸ付 （IG-D230-W）	シャープ㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－								○	○

※ 銘板に消費電力の表示がなかったため、判定ができなかった。

品目番号　７０１

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共通事項													２．個別事項（１）											
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 熱板の強度							技術基準	施行規則
1	電気ストーブ	100V 600W	(PSE) S-JETﾏｰｸ付 (MS-C600E)	㈱ユーイング （輸入）	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
2	電気ストーブ	100V 1000W 50/60Hz	(PSE) S-JETﾏｰｸ付 (EH-104)	トヨセット㈱ （トヨトミ）	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
3	電気ストーブ	100V 800W 50/60Hz	(PSE) S-JETﾏｰｸ付 (SH-800N)	㈱ツインズ （輸入）	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
4	電気ストーブ	100V 400W 50/60Hz	(PSE) S-JETﾏｰｸ付 (FS-EC400)	㈱フィフティ （輸入）	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○
5	電気ストーブ	100V 800W 50/60Hz	(PSE) (YA-D800N)	ユアサプライムス㈱ （輸入）	○	○	－	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－						○	○

品目番号　７０２

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（９）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 機械的強度							技術基準	施行規則
1	電気湯沸器	100V 350W 50/60Hz	㊂ （GW210EZ）	スパーク㈱ （輸入）	○	×	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	－							×	○
2	電気湯沸器	100V 500W 50/60Hz	㊂ cosmosﾏｰｸ付 （HC98L）	㈱アクロス （輸入）	○	×	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	－							×	○
3	電気湯沸器	100V 400W 50/60Hz	㊂ （MHC-5000）	スパーク㈱ （OVIO） （輸入）	○	×	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	－							×	○
4	電気湯沸器	100V 275W 50/60Hz	㊂ （YWC-604H）	ヤマトマテリアル㈱ （輸入）	○	×	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	○	－							×	○

品目番号　７０３

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共通事項													２．個別事項（５１）													
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 消費電力の許容差	ホ 冷媒漏えい							技術基準	施行規則
1	電気冷水機	100V 70W 50/60Hz	㊂ （GW210EZ）	スパーク㈱ （輸入）	○	×	○	－	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	○	○							×	○
2	電気冷水機	100V 85W 50/60Hz	㊂ cosmosﾏｰｸ付 （HC98L）	㈱アクロス （輸入）	○	×	○	－	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	○	○							×	○
3	電気冷水機	100V 100W 50/60Hz	㊂ （MHC-5000）	スパーク㈱ （OVIO） （輸入）	○	×	○	－	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	○	○							×	○
4	電気冷水機	100V 85/95W 50/60Hz	㊂ （YWC-604H）	ヤマトマテリアル㈱ （輸入）	○	×	○	－	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	○	○							×	○

品目番号　７０４

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																							判定	
					１．共通事項													２．個別事項（７５）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 機械的強度							技術基準	施行規則
1	毛髪乾燥機	100V 1200W 50-60Hz	㊚ S-JQAﾏｰｸ付 （VSD-1207/K）	小泉成器㈱ （ヴィダルサスーン） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	○	○							○	○
2	毛髪乾燥機	100V 1200W 50/60Hz	㊚ S-JETﾏｰｸ付 （MHD-1261-K）	㈱三栄コーポレーション （modshair） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	○	○							○	○
3	毛髪乾燥機	100V 1200W 50/60Hz	㊚ （ED882）	㈱クレイツ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	○	○							○	○
5	毛髪乾燥機	100V 1000W 50-60Hz	㊚ （HID-1020）	㈱ヒロックス （輸入）	×	×	○	○	×	○	－	○	○	－	－	○		○	○	×	○	○							×	○

品目番号　７０４

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項： Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）、Ｊ６０３３５－２－２３（Ｈ２０）及びＪ５５０１４－１（Ｈ２０）																									判定	
					7 表示及び取扱説明書	8 充電部への可触に対する保護	10 入力及び電流	11 温度上昇	13 運転時の漏洩電流及び耐電性	15 耐湿性	16 漏洩電流及び耐電性	17 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護	19 異常運転	20 安定性及び機械的危険	21 機械的強度	22 構造	23 内部配線	24 部品	25 電線接続及び外部可とうコード	26 外部電線用端子	27 アース接続	28 ねじ及び接続	29 沿面距離・空間距離及び通し絶縁距離	30 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	31 耐腐食性	32 エックス線放射、毒性その他これに類する危険性	雑音の強さ		技術基準	施行規則
4	毛髪乾燥機	100V 1200W 50/60Hz	(PSE) (L'epica f3 dryer by afloat)	㈱bnb （輸入）	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	×		×	○

品目番号　７０５

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																										判定	
					１．共通事項													２．個別事項（４２）															
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 消費電力の許容差	ヘ 冷媒漏えい	ト 経年劣化に係る注意喚起のための表示						技術基準	施行規則
1	電気除湿機	100V 50/60Hz 170/190W	㊂ (EJC-65)	アイリスオーヤマ㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	○	○	－						○	○
3	電気除湿機	100V 50/60Hz 200/220W	㊂ S-JETﾏｰｸ付 (KSJ-112)	㈱広電 （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	○	○	－						○	○
4	電気除湿機	100V 50/60Hz 260/305W	㊂ S-JETﾏｰｸ付 (CV-B100-W)	シャープ㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	○	○	－						○	○

品目番号　７０５

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項：Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）、Ｊ６０３３５－２－４０（Ｈ２０）及びＪ５５０１４－１（Ｈ２０）																									判定	
					7 表示及び取扱説明書	8 充電部への可触に対する保護	10 入力及び電流	11 温度上昇	13 運転時の漏洩電流及び耐電性	15 耐湿性	16 漏洩電流及び耐電性	17 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護	19 異常運転	20 安定性及び機械的危険	21 機械的強度	22 構造	23 内部配線	24 部品	25 電線接続及び外部可とうコード	26 外部電線用端子	27 アース接続	28 ねじ及び接続	29 沿面距離・空間距離及び通し絶縁距離	30 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	31 耐腐食性	32 エックス線放射、毒性その他これに類する危険性	雑音の強さ		技術基準	施行規則
2	電気除湿機	100V 50/60Hz 260W	(PSE) (LOE031-WH)	㈱イデアインターナショナル （輸入）	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○		○	○
5	電気除湿機	100V 50/60Hz 185W 回	(PSE) (VS-504)	㈱ベルソス （輸入）	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	－	○		○	○

品目番号　７０６

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																						判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（４４の３）									技術基準	施行規則
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 機械的強度								
1	電気加湿機	100V 18W 50/60Hz	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （JTH-VB05）	ジャスト㈱ （ジェイテクノ） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－						○	○
2	電気加湿機	100V 320W 50-60Hz	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （HLF-501）	東亜電気工業㈱ （日立） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－						○	○
3	電気加湿機	100V 15/17W 50/60Hz	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （HV-B30-A）	シャープ㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	○						○	○
4	電気加湿機	100V 10/11W 50/60Hz	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （FE-KFH03）	パナソニックエコシステムズ㈱ （パナソニック） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	○						○	○
5	電気加湿機	100V 160W 50/60Hz	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （SHK50JR-W）	㈱クリスタル電器 （三菱重工空調システム） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－						○	○

品目番号　７０７

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																									判定	
					１．共通事項													２．個別事項（９５）														
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 発振周波数	ハ 絶縁性能	ニ 平常温度上昇	ホ 異常温度上昇	ヘ 定格高周波出力の許容差	ト 漏えい電波の電力密度	チ 発振停止装置動作試験				技術基準	施行規則
1	電子レンジ	100V 1100W 60Hz 700W （定格高周波出力）	㊂ （EMO-706F）	アイリスオーヤマ㈱ （輸入）	×	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	○	○	○	○	○				×	○
2	電子レンジ	100V 1100W 60Hz 700W （定格高周波出力）	㊂ S-JETﾏｰｸ付 （MWO-1770B-6(W)）	㈱ミュージーコーポレーション （山善） （輸入）	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○

品目番号　７０７

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項：Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）、Ｊ６０３３５－２－２５（Ｈ２０）及びＪ５５０１４－１（Ｈ２０）																								判定	
					7 表示及び取扱説明書	8 充電部への可触に対する保護	10 入力及び電流	11 温度上昇	13 運転時の漏洩電流及び耐電性	15 耐湿性	16 漏洩電流及び耐電性	18 耐久性	19 異常運転	20 安定性及び機械的危険	21 機械的強度	22 構造	23 内部配線	24 部品	25 電線接続及び外部可とうコード	26 外部電線用端子	27 アース接続	28 ねじ及び接続	29 沿面距離・空間距離及び通し絶縁距離	30 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	31 耐腐食性	32 エックス線放射、毒性その他これに類する危険性	雑音の強さ			技術基準	施行規則
3	電子レンジ	100V 1100W 60Hz 700W （高周波出力）	㊂ （ARE-177(6)）	吉井電気㈱ （アビテラックス） （輸入）	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○		×	○
4	電子レンジ	100V 1.32kW 60Hz 700W （高周波出力）	㊂ S-JQAﾏｰｸ付 （NE-EH224）	パナソニック㈱ （輸入）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
5	電子レンジ	100V 1.15kW 60Hz 700W （高周波出力）	㊂ S-TUVﾏｰｸ付 （MM720CUK）	㈱ニトリ （輸入）	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		×	○

３．６　技術基準不適合電気用品の概要

３．６　技術基準不適合電気用品の概要

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
電気温蔵庫 品目番号５０１ 試料番号２	100V 180W	㊇JET (HW-P17)	㈱ホリズォン	構造試験において、交換が可能である温度ヒューズが９８℃であるにもかかわらず、銘板にある定格動作温度の表示が９９℃であった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。	1
電気温蔵庫 品目番号５０１ 試料番号５	100V 180W	㊇CQC (MPR15B-2F)	㈱明海 （輸入）	部品及び附属品において、附属アース用線（単心コード）の断面積が０．５２㎟であった。	別表第八１（３）ハ（ロ） アース線は、断面積が１．２５ｍｍ２の単心コード又は単心キャブタイヤケーブルであること。	1
電気座布団 品目番号６０２ 試料番号１	100V 60W 50/60Hz	㊈ (X-55)	㈱プロスタッフ （輸入）	１．構造試験において、プリント基板上（印刷配線の相互間）の異極充電部相互間（１００Ｖ）の空間距離が最小０．７ｍｍであった。	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、１．５ｍｍ以上（じんあいが侵入し難い箇所、１００Ｖ）であること。	1
				２．構造試験において、燃焼試験を実施したところ、試料が燃え尽きた。（保温材が圧着端子及びプリント基板等の充電部から遮蔽されていないため燃焼試験を実施した）	別表第八１（２）ヒ 器具の電装部近傍に充てんする保温材、断熱材等は、難燃性のものであること。ただし、保温材、断熱材等が燃焼した場合において感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものにあっては、この限りでない。	―
				３．構造試験において、試験品は水の浸透する材質で構成されており、防水処理を施していなかった。	別表第八２（４）イ（ロ） 電気布団、電気毛布、電気敷布、電気座布団及び電気カーペットにあっては、防水処理を施してあること。	2

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気たこ焼き器 品目番号６０３ 試料番号４	100V 50/60Hz 650W	㋮ (TYI-18I)	㈱ジーワン・トレード （輸入）	表示及び取扱説明において、取扱説明書に記載すべき事項である電源コード（Ｙ型取付け機器）の交換に関する記載がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）７．１２．５ 取扱説明書には、次の内容を含んでいなければならない。 －Ｙ型取り付けの機器の場合： 電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行われなければならない。	－
電気フライパン 品目番号６０５ 試料番号４	100V 840W 50/60Hz	㋮ (MCE-3323)	㈱マクロス （エデル） （輸入）	部品及び附属品において、油ポットの上ふちの温度が１３６．５℃であるにもかかわらず、電源電線にビニルキャブタイヤコードを使用していた。	別表第八１（３）ロ 電源電線等は、別表第六１（３）ロに規定する技術上の基準に適合すること。 （別表第六１（３）ロ（ニ）） 温度が１００℃を超える部分に触れるおそれのある電源電線等は、ビニルコード、ビニルキャブタイヤコード及びビニルキャブタイヤケーブル以外のものであること。	1
電気なべ 品目番号６０６ 試料番号４	100V 600W 50/60Hz	㋮ S-TUVﾏｰｸ付 (NMA-003)	㈱丸隆 （ニトリ） （輸入）	電源コードの折り曲げ試験（角度９０度，速さ６０回／分，屈曲回数２０００回）で、電源コードの素線の断線率が１００／８６％（Ｌ１／Ｌ２）であった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）２５．１４ 試験を行った結果、次の状態が生じてはならない。 －各導体ごとに１０％を超える心線の断線	1
電気なべ 品目番号６０６ 試料番号５	100V 500W 50/60Hz	㋮ (KS-352)	㈱ヨシナ （ワイ・エス・エヌ） （輸入）	表示及び取扱説明において、取扱説明書に記載すべき事項である電源コード（Ｙ型取付け機器）の交換に関する記載がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）７．１２．５ 取扱説明書には、次の内容を含んでいなければならない。 －Ｙ型取り付けの機器の場合： 電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行われなければならない。	－

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
電気加温台 品目番号６０７ 試料番号２	100V 90W 50/60Hz	㊂ (WX-1)	ラッキーアイクレマス㈱ (BUNN) （輸入）	１．　表示及び取扱説明において、取扱説明書に記載すべき事項である電源コード（Ｙ型取付け機器）の交換に関する記載がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）７．１２．５ 取扱説明書には、次の内容を含んでいなければならない。 －Ｙ型取り付けの機器の場合： 電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行われなければならない。	－
				２．　取扱説明書が日本語で書かれていなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）７．１３ 取扱説明書には、機器を販売する国の公用語で書かれていなければならない。	－
				３．　入力において、表示の定格消費電力９０Ｗに対して、電源電圧が１００Ｖのときに測定した測定値が６８．２Ｗ（偏差：－２４．２%）であった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）１０．１ 定格電圧で、かつ、通常使用温度における機器の入力は、表１に示す偏差値を超える差があってはならない。 （表１） 定格入力２５Ｗを超え２００Ｗ以下の電熱機器及び複合機器の偏差値は±１０%。	－
電気コーヒー沸器 品目番号６０８ 試料番号５	100V 14.6A 50/60Hz	㊂ (MD9747)	ネスレ日本㈱ （輸入）	表示及び取扱説明において、取扱説明書に記載すべき事項である電源コード（Ｙ型取付け機器）の交換に関する記載がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）７．１２．５ 取扱説明書には、次の内容を含んでいなければならない。 －Ｙ型取り付けの機器の場合： 電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行われなければならない。	－

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
その他の工作用又は工芸用電熱器具 品目番号６１１ 試料番号２	100V 30W 50/60Hz ⊡	Ⓟ （卓上ｽﾁｰﾙｶｯﾀｰ）	㈱キソパワーツール （プロクソン）	部品及び附属品において、発熱体（ニクロム線）の表面温度が１６０℃であるにも関わらず、電源電線にビニルキャブタイヤコードを使用していた。	別表第八１（３）ロ 電源電線等は、別表第六１（３）ロに規定する技術上の基準に適合すること。 （別表第六１（３）ロ（ニ）） 温度が１００℃を超える部分に触れるおそれのある電源電線等は、ビニルコード、ビニルキャブタイヤコード及びビニルキャブタイヤケーブル以外のものであること。	1
その他の工作用又は工芸用電熱器具 品目番号６１１ 試料番号４	100V 20W 50/60Hz	Ⓟ （HCM-S Plus）	㈲サカイマシンツール （輸入）	１．　構造試験において、交換が可能である電流ヒューズ（Ｆ１）の取付け部及び銘板のいずれにも定格電流値（３Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。	1
				２　部品及び附属品において、発熱体（ニクロム線）の表面温度が１２０℃であるにも関わらず、電源電線にビニルキャブタイヤコードを使用していた。	別表第八１（３）ロ 電源電線等は、別表第六１（３）ロに規定する技術上の基準に適合すること。 （別表第六１（３）ロ（ニ）） 温度が１００℃を超える部分に触れるおそれのある電源電線等は、ビニルコード、ビニルキャブタイヤコード及びビニルキャブタイヤケーブル以外のものであること。	2
その他の音響機器 品目番号６１４ 試料番号３	110-240V 17W 50/60Hz ⊡	Ⓟ （HBD-2280S）	セントレードME㈱ （輸入）	表示銘板において、定格入力電圧が110－240Vであり、日本の商用電源である100Vが含まれていなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ２３）５．１e） 定格電圧、又は電圧切替器を操作せずに印加できる定格電圧の範囲。異なった定格電圧又は定格電圧範囲に設定できる機器は、設定されている電圧又は電圧範囲が機器を用いるときに機器上で確認できる構造でなければならない。 使用者が選択できる定格は、例えば１１０／２３０Ｖのように斜線を用い、定格範囲は、例えば１１０－２３０Ｖのようにハイフンを用いる。	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
コンセント付家具 品目番号６１７ 試料番号３	100V 50/60Hz	㋮ （KP-910VN）	㈱サン・ハーベスト （輸入）	部品及び附属品において、コンセントの出力表示が１５００Ｗであるにもかかわらず、定格電流が１２Ａの差込みプラグ、コンセント及び断面積が１．２５ｍｍ２（許容電流が１２Ａ）の平形ビニルコードを使用していた。	別表第八１（３）イ 部品又は附属品の定格電圧、定格電流及び許容電流は、これらに加わる最大電圧又はこれらに流れる最大電流以上であること。	1
コンセント付家具 品目番号６１７ 試料番号５	表示なし	表示なし （ｴﾌｪｯﾄ3面 12085500061）	㈲鈴木木工家具 （ニトリ）	表示において、表示すべき事項である定格電圧の表示がなかった。（銘板らしきものがなかった）	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1
その他の電気機械器具付家具 品目番号６１８ 試料番号３	表示なし	㋮ （AX-B551E）	㈱アテックス （輸入）	表示において、製品の見やすい箇所に銘板等が貼付されていないため、表示すべき事項である表示がなかった。（電源ボックスに表示されている銘板は、小型単相変圧器の表示であり、当該電気用品に関する表示ではなかった。）	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1
その他の電気機械器具付家具 品目番号６１８ 試料番号４	100V 55W 50/60Hz	㋮ （CEB-8S(DBR)）	㈱山善 （輸入）	消費電力の許容差試験において、銘板の定格消費電力５５Ｗ（電源周波数５０／６０Ｈｚ）に対して、測定値が２７．０／２５．７Ｗ（９０ｋｇ負荷、電源周波数５０／６０Ｈｚ、偏差：－５１．０／－５３．３%）であった。	別表第八１（４）ハ（イ） 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 （表） 定格消費電力が３０Ｗを超え１００Ｗ以下のものの許容差は±２０%以内であること。	－
調光器 品目番号６１９ 試料番号３	100V 400VA	㋮ （TMC-400B）	トヨスター㈱	１．構造試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験：１００Ｖ、５０／６０Ｈｚ）で過負荷保護装置が動作した。	別表第八１（２）イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。 （解釈８） 平常温度上昇試験において過負荷保護装置、温度過昇防止装置等が動作する場合にあっては、「動作が円滑」とはみなさない。	－

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
調光器 品目番号６１９ 試料番号３	100V 400VA	㋮ （TMC-400B）	トヨスター㈱	２．　雑音の強さ試験（補助・負荷・追加端子の連続性雑音端子電圧）において、測定周波数５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が８１．８／８２．８ｄＢ（測定周波数:５５０ｋＨｚ，電源周波数：５０／６０Ｈｚ）であった。 試験条件：白熱電球負荷、調光（ワースト）	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（補助・負荷・追加端子の連続性雑音端子電圧）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上３０ＭＨｚ以下の範囲にあっては７４ｄＢ以下であること。	－
防犯警報器 品目番号６２０ 試料番号３	100V 5W 50/60Hz	㋮ （RX-200A-S）	竹中エンジニアリング㈱ （TAKEX）	構造試験において、電源基板上の交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（０．５Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。	1
医療用物質生成器 品目番号６２１ 試料番号２	100～200V 46mA 50/60Hz	㋮ （PLS-1）	オーニット㈱ （オーシーアール）	表示において、表示すべき事項である定格消費電力の表示が銘板等になかった。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1
医療用物質生成器 品目番号６２１ 試料番号４	100V 6/7.5W 50/60Hz	㋮ （L/75）	㈲アデックス	構造試験において、プリント基板上の交換が可能である温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作温度（１３３℃）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。	1
電気湯沸器 品目番号７０２ 試料番号１	100V 350W 50/60Hz	㋮ （GW210EZ）	スパーク㈱ （輸入）	１．　構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部（湯沸器の自動温度調節器及び温度過昇防止装置の配線）の表面が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。	別表第八１（２）ツ（ハ） 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。ただし、アース機構に接続された金属の外側の部分にあつては、この限りでない。	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
電気湯沸器 品目番号７０２ 試料番号１	100V 350W 50/60Hz	㋮ （GW210EZ）	スパーク㈱ （輸入）	２．構造試験において、器体内部のアース用端子ねじを、電源電線のアース用線芯と器体内部のアース接続線との取り付けに兼用していた。なお、電源電線のアース用線芯を取り外した際にアース用端子ネジは脱落した。	別表第八１（２）ツ（ホ）ｃ アース用端子は、アース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。	2
				３．構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（１５Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。	3
電気湯沸器 品目番号７０２ 試料番号２	100V 500W 50/60Hz	㋮ cosmosﾏｰｸ付 （HC98L）	㈱アクロス （輸入）	構造試験において、器体内部側のアース用口出し線（電源電線の１線）にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ａ アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。	1
電気湯沸器 品目番号７０２ 試料番号３	100V 400W 50/60Hz	㋮ （MHC-5000）	スパーク㈱ （OVIO） （輸入）	１．構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部（湯沸器の自動温度調節器、温度過昇防止装置及び圧縮用電動機の配線）の表面が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。	別表第八１（２）ツ（ハ） 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。ただし、アース機構に接続された金属の外側の部分にあつては、この限りでない。	1
				２．構造試験において、器体内部のアース用端子ねじにタッピンねじ（３種相当なし）を使用していた。	別表第八１（２）ツ（ホ）ａ アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。 （解釈　別表第四１（２）ナ（イ）の解釈に同じ） （別表第四１（２）ナ（イ）解釈（１）） アース用端子にアース線等を取り付けたとき、その機械ねじのかん合する有効ねじ山が２山以上のもの	2

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気湯沸器 品目番号７０２ 試料番号３	100V 400W 50/60Hz	㋮ (MHC-5000)	スパーク㈱ (OVIO) （輸入）	３．構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（１５Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。	3
電気湯沸器 品目番号７０２ 試料番号４	100V 275W 50/60Hz	㋮ (YWC-604H)	ヤマトマテリアル㈱ （輸入）	１．構造試験において、アース用口出し線を器体の外方に向かって張力を加えたとき及びアース用口出し線の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、アース用口出し線と内部端子との接続部に張力が加わった。なお、張力止めを備えていなかった。	別表第八１（２）ツ（イ） 外郭の見やすい箇所（固定して使用するものであつて、アース用の配線が外部に露出しない構造のものにあつては、器体の内部）にアース用端子又はアース線を設けてあること。ただし、電源プラグのアースの刃で接地できる構造のものにあつては、この限りでない。 （解釈） 器体の内部のアース用口出し線の接続部には、張力が加わらないこと。この場合において、張力が加わらないこととは、別表第八１（２）ヲの電源電線等に規定する事項に準じる。	1
				２．構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部（ヒータの配線）の表面が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。	別表第八１（２）ツ（ハ） 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。ただし、アース機構に接続された金属の外側の部分にあつては、この限りでない。	2

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気冷水機 品目番号７０３ 試料番号１	100V 70W 50/60Hz	㋮ （GW210EZ）	スパーク㈱ （輸入）	１．構造試験において、アース機構として設けられているアース線が水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器のみに認められている、多心コードの１線を電源プラグから引き出す構造となっていた。	別表第八１（２）ソ 定格電圧が１５０Ｖを超えるものにあっては、アース線（アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。）又はアース用端子により接地できる構造（以下アース機構という。）であること。 （解釈） １．「定格電圧」とは、入力電源の線間電圧をいう。 ２．「アース線」には、水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器にあっては、多心のコード又はキャブタイヤケーブルの１線を電源プラグから１０ｃｍ以上引き出してあるもののその電線を含む（手持ち形電動工具にあっては、その電線の先端にクリップを取付けてあること） 別表第八２（５１）イ（ニ） アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあっては、この限りでない。	1
				２．構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部（湯沸器の自動温度調節器及び温度過昇防止装置の配線）の表面が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。	別表第八１（２）ツ（ハ） 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。ただし、アース機構に接続された金属の外側の部分にあつては、この限りでない。	2
				３．構造試験において、器体内部のアース用端子ねじを、電源電線のアース用線芯と器体内部のアース接続線との取り付けに兼用していた。なお、電源電線のアース用線芯を取り外した際にアース用端子ネジは脱落した。	別表第八１（２）ツ（ホ）ｃ アース用端子は、アース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。	3

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気冷水機 品目番号７０３ 試料番号１	100V 70W 50/60Hz	㋮ （GW210EZ）	スパーク㈱ （輸入）	４．構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（１５Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。	4
電気冷水機 品目番号７０３ 試料番号２	100V 85W 50/60Hz	㋮ cosmosﾏｰｸ付 （HC98L）	㈱アクロス （輸入）	１．構造試験において、アース機構として設けられているアース線が水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器のみに認められている、多心コードの１線を電源プラグから引き出す構造となっていた。	別表第八１（２）ソ 定格電圧が１５０Ｖを超えるものにあっては、アース線（アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。）又はアース用端子により接地できる構造（以下アース機構という。）であること。 （解釈） １．「定格電圧」とは、入力電源の線間電圧をいう。 ２．「アース線」には、水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器にあっては、多心のコード又はキャブタイヤケーブルの１線を電源プラグから１０ｃｍ以上引き出してあるもののその電線を含む（手持ち形電動工具にあっては、その電線の先端にクリップを取付けてあること） 別表第八２（５１）イ（ニ） アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあっては、この限りでない。	1
				２．構造試験において、器体内部側のアース用口出し線（電源電線の１線）にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ａ アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。	2

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気冷水機 品目番号７０３ 試料番号３	100V 100W 50/60Hz	㋮ (MHC-5000)	スパーク㈱ (OVIO) （輸入）	１．構造試験において、アース機構として設けられているアース線が水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器のみに認められている、多心コードの１線を電源プラグから引き出す構造となっていた。	別表第八１（２）ソ 定格電圧が１５０Ｖを超えるものにあっては、アース線（アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。）又はアース用端子により接地できる構造（以下アース機構という。）であること。 （解釈） １．「定格電圧」とは、入力電源の線間電圧をいう。 ２．「アース線」には、水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器にあっては、多心のコード又はキャブタイヤケーブルの１線を電源プラグから１０ｃｍ以上引き出してあるもののその電線を含む（手持ち形電動工具にあっては、その電線の先端にクリップを取付けてあること） 別表第八２（５１）イ（ニ） アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあっては、この限りでない。	1
				２．構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部（湯沸器の自動温度調節器、温度過昇防止装置及び圧縮用電動機の配線）の表面が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。	別表第八１（２）ツ（ハ） 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。ただし、アース機構に接続された金属の外側の部分にあつては、この限りでない。	2
				３．構造試験において、器体内部のアース用端子ねじにタッピンねじ（３種相当なし）を使用していた。	別表第八１（２）ツ（ホ）ａ アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。 (解釈　別表第四１（２）ナ（イ）の解釈に同じ) （別表第四１（２）ナ（イ）解釈（１）） アース用端子にアース線等を取り付けたとき、その機械ねじのかん合する有効ねじ山が２山以上のもの	3

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気冷水機 品目番号７０３ 試料番号３	100V 100W 50/60Hz	㋮ (MHC-5000)	スパーク㈱ (OVIO) （輸入）	４．　構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（１５Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。	4
電気冷水機 品目番号７０３ 試料番号４	100V 85/95W 50/60Hz	㋮ (YWC-604H)	ヤマトマテリアル㈱ （輸入）	１．　構造試験において、アース用口出し線を器体の外方に向かって張力を加えたとき及びアース用口出し線の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、アース用口出し線と内部端子との接続部に張力が加わった。なお、張力止めを備えていなかった。	別表第八１（２）ツ（イ） 外郭の見やすい箇所（固定して使用するものであつて、アース用の配線が外部に露出しない構造のものにあつては、器体の内部）にアース用端子又はアース線を設けてあること。ただし、電源プラグのアースの刃で接地できる構造のものにあつては、この限りでない。 （解釈） 器体の内部のアース用口出し線の接続部には、張力が加わらないこと。この場合において、張力が加わらないこととは、別表第八１（２）ヲの電源電線等に規定する事項に準じる。	1
				２．　構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部（ヒータの配線）の表面が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。	別表第八１（２）ツ（ハ） 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。ただし、アース機構に接続された金属の外側の部分にあつては、この限りでない。	2

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
毛髪乾燥機 品目番号７０４ 試料番号４	100V 1200W 50/60Hz	㋮ (L'epica f3 dryer by afloat)	㈱bnb （輸入）	妨害波試験（妨害波の端子電圧）において、電源電圧９０Ｖ、電源周波数５０／６０Ｈｚのとき、次のとおりであった。 イ．周波数が０．１５～０．５ＭＨｚの範囲で、準尖頭値の最大値が８９．８／９０．０ｄＢ（測定周波数１６２／１６０ｋＨｚ）、平均値が７５．４／７５．８ｄＢ（測定周波数１５０／１６２ｋＨｚ）であった。 ロ．周波数が０．５～５ＭＨｚの範囲で、準尖頭値の最大値が７６．２／７８．４ｄＢ（測定周波数５５０／５５０ｋＨｚ）、平均値が６４．２／６５．２ｄＢ（測定周波数５５０／５５０ｋＨｚ）であった。	Ｊ５５０１４－１（Ｈ２０）４．１．１ 端子電圧は、周波数が０．１５～０．５ＭＨｚの範囲で、準尖頭値にあっては７２～６２ｄＢ、平均値にあっては６５～５２ｄＢ、周波数が０．５～５ＭＨｚの範囲で、準尖頭値にあっては５６ｄＢ、平均値にあっては４６ｄＢ、及び、周波数が５～３０ＭＨｚの範囲で、準尖頭値にあっては６０ｄＢ、平均値にあっては５０ｄＢ以下であること。	－
毛髪乾燥機 品目番号７０４ 試料番号５	100V 1000W 50-60Hz	㋮ (HID-1020)	㈱ヒロックス （輸入）	１．材料試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験：１００Ｖ、５０／６０Ｈｚ、運転モードＬＯＷ、連続運転）で、内部配線相互の接続に使用している閉端接続子のポリアミド樹脂カバーの温度が１０４．０／１０９．０℃（周囲温度２９．０／２９．０℃）であった。	別表第八１（１）ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。 (解釈　別表第四１（１）ロの解釈に同じ) （別表第四１（１）ロ解釈３（４）） 附属の表に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正値を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 毛髪乾燥機：電気用品の階級３ 使用温度の補正値：１６℃ 使用温度の上限値：６０℃（ポリアミド） 基準周囲温度：３０℃	1
				２．構造試験において、高電圧発生ユニットの出力尖頭電圧が１．２７ｋＶであるにもかかわらず、その近傍又は外郭の見やすい箇所に高圧のため注意を要する旨の表示がなかった。	別表第八１（２）テ 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の尖頭電圧が６００Ｖを超える部分を有するものにあつては、その近傍又は外郭の見やすい箇所に容易に消えない方法で高圧のため注意を要する旨を表示してあること。ただし、家庭用電位治療器にあつては、この限りでない。	2

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
毛髪乾燥機 品目番号７０４ 試料番号５	100V 1000W 50-60Hz	Ⓟ (HID-1020)	㈱ヒロックス （輸入）	３．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が６５．４／６５．２ｄＢ(測定周波数６４６．０／６４６．０ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨｚを超え３０ＭＨｚ以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	―
				４．　平常温度上昇試験（１００Ｖ、５０／６０Ｈｚ、運転モードＬＯＷ、連続運転）において、ヒーター用シリコンダイオードの表面温度が１４４．０／１４５．５℃（周囲温度２９．０／２９．０℃）であった。	別表第八２（７５）ハ 平常温度上昇試験において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えて連続運転し、各部の温度上昇がほぼ一定となったときの各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。 附表第四 整流体（シリコン製のもの）１３５℃（基準周囲温度３０℃）	―
電子レンジ 品目番号７０７ 試料番号１	100V 1100W 60Hz 700W （定格高周波出力）	Ⓟ (EMO-706F)	アイリスオーヤマ㈱ （輸入）	材料試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験）で内部配線（耐熱塩化ビニル製被覆）の表面の温度が８０．０℃（周囲温度２８．５℃）であった。	別表第八１（１）ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。 （解釈　別表第四１（１）ロの解釈に同じ） （別表第四１（１）ロ解釈３（４）） 附属の表に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正値を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電子レンジ：電気用品の階級１ 使用温度の補正値：０℃ 使用温度の上限値：７５℃（耐熱ビニル） 基準周囲温度：３０℃	―

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電子レンジ 品目番号７０７ 試料番号３	100V 1100W 60Hz 700W （定格高周波出力）	㋮ (ARE-177(6))	吉井電気㈱ （アビテラックス） （輸入）	１．取扱説明書において、次の主旨を含む記載がなかった。 －警告：もし、ドア又は扉シール面に損傷がある場合、能力があるものによる修理が行われるまで、電子レンジを動作させてはならない。 －警告：爆発の原因になるので、液体、その他食品を密閉された容器に入れて加熱してはならない。 －警告：子供が安全に電子レンジを使用することができ、間違った使用時の危険性を理解できるように十分な説明が行われたときだけ、子供は監視がない状態で電子レンジを使用することが許される。 －食品をプラスティック又は紙の容器に入れて加熱しているときは、着火の可能性があるので電子レンジから目を離さない旨 －煙が認められたときはスイッチを切るか又は機器のプラグを抜き、扉は炎を消すために閉めたままにしておく旨 －やけどを防ぐために、哺乳瓶又は陽滋の食品容器内のものを、食べさせる前にかき混ぜたり、振ったりして温度を確認する旨	Ｊ６０３３５－２－２５（Ｈ２０）７．１２ 取扱説明書には、次の要旨を含んでいなければならない。 －警告：もし、ドア又は扉シール面に損傷がある場合、能力があるものによる修理が行われるまで、電子レンジを動作させてはならない。 －警告：爆発の原因になるので、液体、その他食品を密閉された容器に入れて加熱してはならない。 －警告：子供が安全に電子レンジを使用することができ、間違った使用時の危険性を理解できるように十分な説明が行われたときだけ、子供は監視がない状態で電子レンジを使用することが許される。 －食品をプラスティック又は紙の容器に入れて加熱しているときは、着火の可能性があるので電子レンジから目を離さない旨 －煙が認められたときはスイッチを切るか又は機器のプラグを抜き、扉は炎を消すために閉めたままにしておく旨 －やけどを防ぐために、哺乳瓶又は陽滋の食品容器内のものを、食べさせる前にかき混ぜたり、振ったりして温度を確認する旨	－
				２．表示及び取扱説明において、取扱説明書に記載すべき事項である電源コード（Ｙ型取付け機器）の交換に関する記載がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）７．１２．５ 取扱説明書には、次の内容を含んでいなければならない。 －Ｙ型取り付けの機器の場合： 電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行われなければならない。	－
				３．電源接続及び外部可撓コードにおいて、Ｙ形取付けの電源コードの内側絶縁導体が、可触金属部に接触しており、基礎絶縁により更に絶縁されていなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ２０）２５．２０ Ｙ形取付けの電源コードの絶縁導体は、基礎絶縁によって、可触金属部から更に絶縁しなければならない。	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電子レンジ 品目番号７０７ 試料番号５	100V 1.15kW 60Hz 700W （定格高周波出力）	㋮ S-TUVﾏｰｸ付 （MM720CUK）	㈱ニトリ （輸入）	取扱説明書において、次の主旨を含む記載がなかった。 －警告：もし、ドア又は扉シール面に損傷がある場合、能力があるものによる修理が行われるまで、電子レンジを動作させてはならない。	Ｊ６０３３５－２－２５（Ｈ２０）７．１２ 取扱説明書には、次の要旨を含んでいなければならない。 －警告：もし、ドア又は扉シール面に損傷がある場合、能力があるものによる修理が行われるまで、電子レンジを動作させてはならない。	－

品目番号	５０１	電気温蔵庫
試料番号	２	
㈱ホリズォン		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

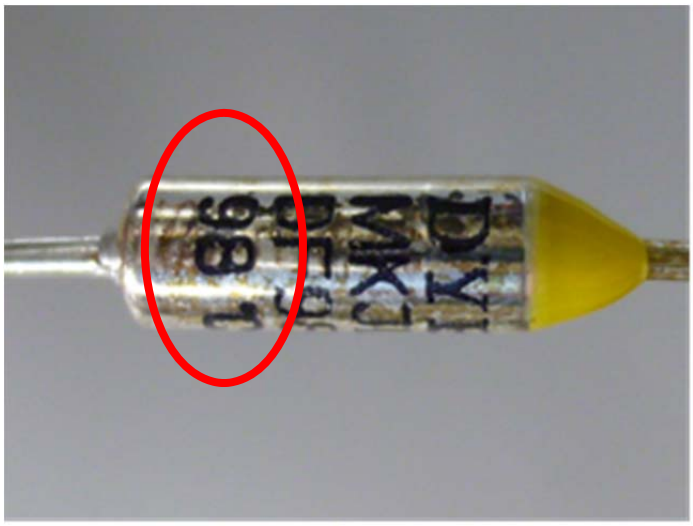

構造試験において、交換が可能である温度ヒューズが９８℃であるにもかかわらず、銘板にある定格動作温度の表示が９９℃であった。

品目番号	５０１	電気温蔵庫
試料番号	５	
㈱明海（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

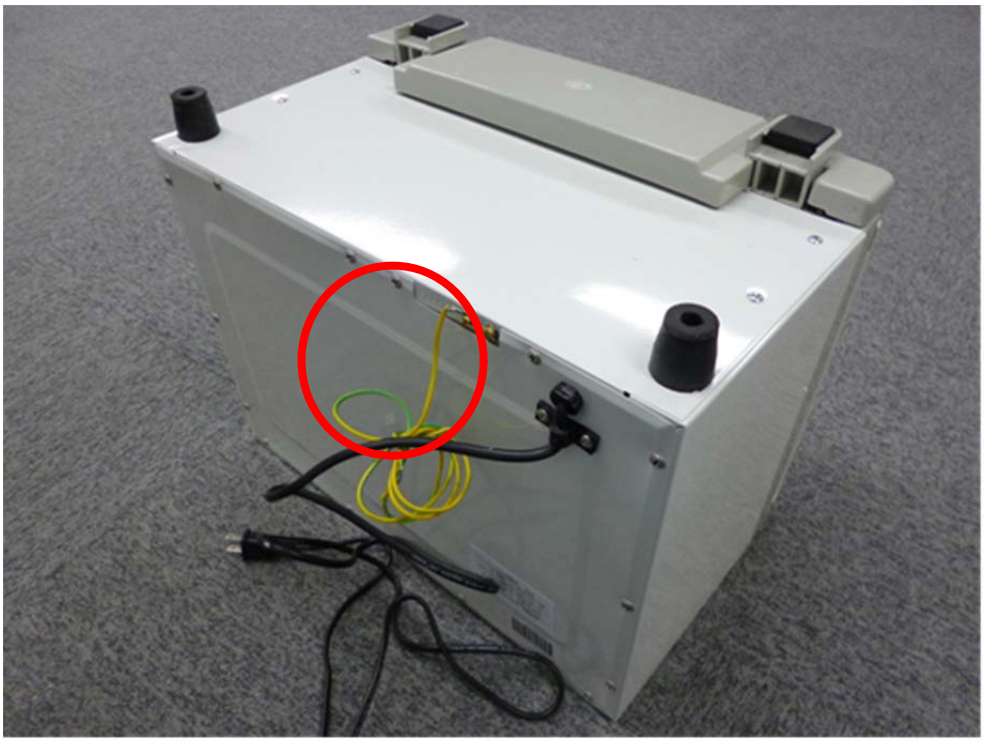

部品及び附属品において、附属アース用線（単心コード）の断面積が０．５２㎟であった。

品目番号	６０２	電気座布団
試料番号	１	
㈱プロスタッフ（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

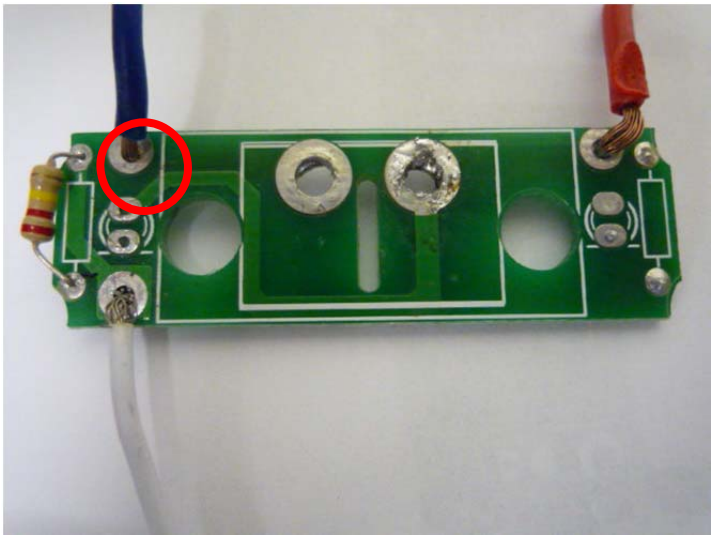

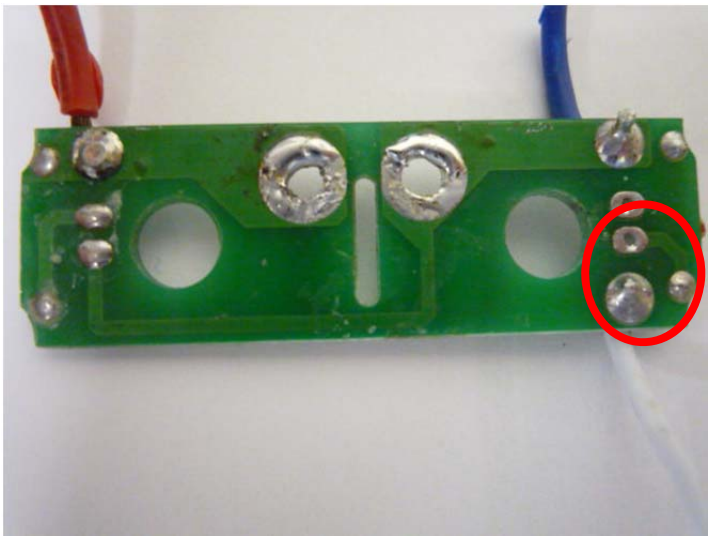

構造試験において、プリント基板上（印刷配線の相互間）の異極充電部相互間（１００Ｖ）の空間距離が最小０．７ｍｍであった。

品目番号	６０２	電気座布団
試料番号	１	
㈱プロスタッフ（輸入）		
技術基準不適合箇所		３
写真番号		２

構造試験において、試験品は水の浸透する材質で構成されており、防水処理を施していなかった。

品目番号	６０５	電気フライパン
試料番号	４	
㈱マクロス（エデル）（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

部品及び附属品において、油ポットの上ふちの温度が１３６．５℃であるにもかかわらず、電源電線にビニルキャブタイヤコードを使用していた。

品目番号	６０６	電気なべ
試料番号	４	
㈱丸隆（ニトリ）（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

電源コードの折り曲げ試験（角度９０度，速さ６０回／分，屈曲回数２０００回）で、電源コードの素線の断線率が１００／８６％（Ｌ１／Ｌ２）であった。

品目番号	６１１	その他の工作用又は工芸用電熱器具
試料番号	２	
㈱キソパワーツール（プロクソン）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

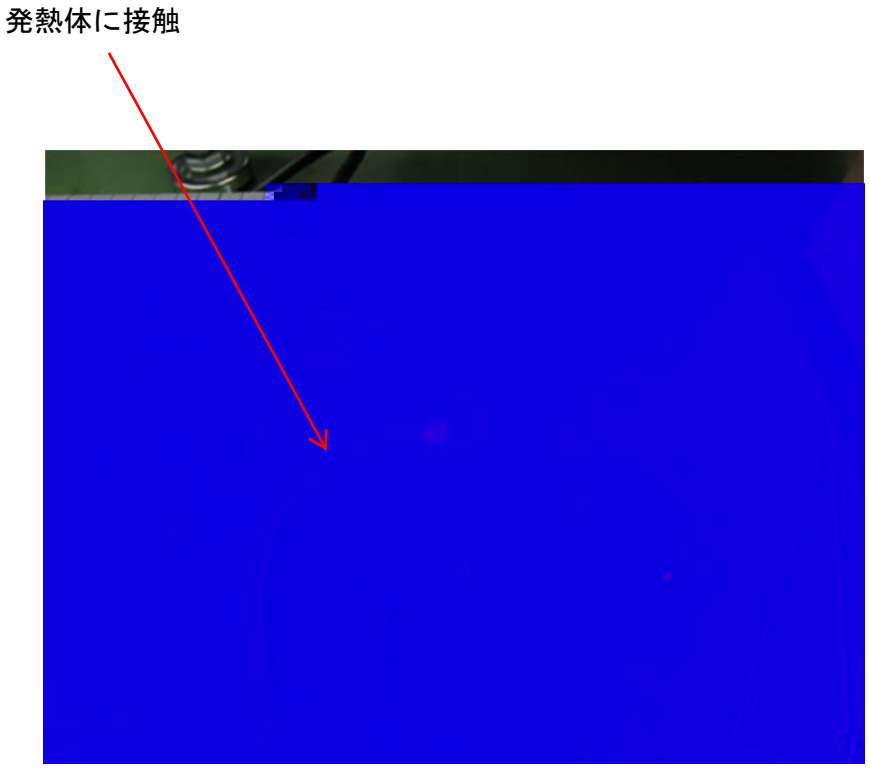

部品及び附属品において、発熱体（ニクロム線）の表面温度が１６０℃であるにも関わらず、電源電線にビニルキャブタイヤコードを使用していた。

品目番号	６１１	その他の工作用又は工芸用電熱器具
試料番号	４	
㈲サカイマシンツール（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

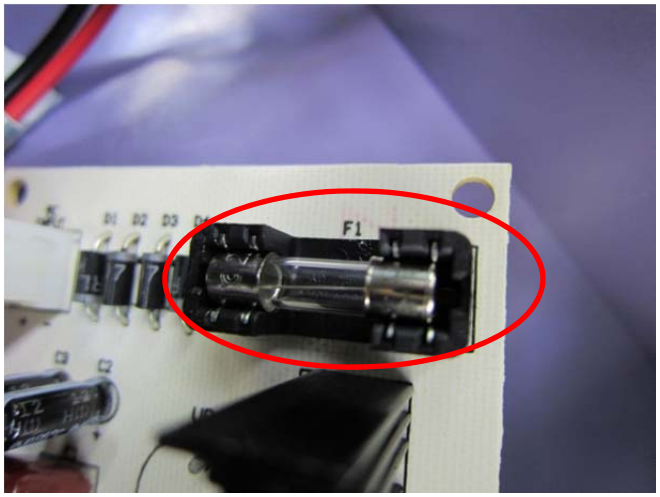

構造試験において、交換が可能である電流ヒューズ（Ｆ１）の取付け部及び銘板のいずれにも定格電流値（３Ａ）の表示がなかった。

品目番号	６１１	その他の工作用又は工芸用電熱器具
試料番号	４	
㈲サカイマシンツール（輸入）		
技術基準不適合箇所		２
写真番号		２

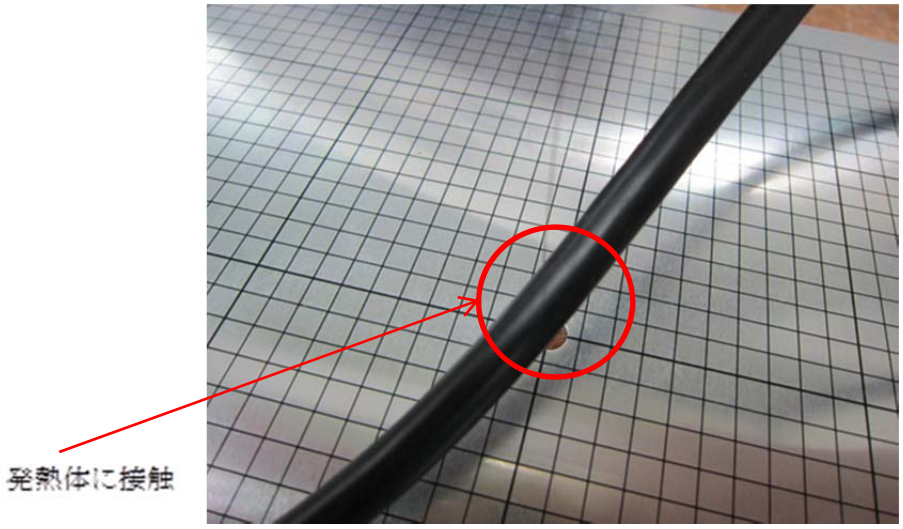

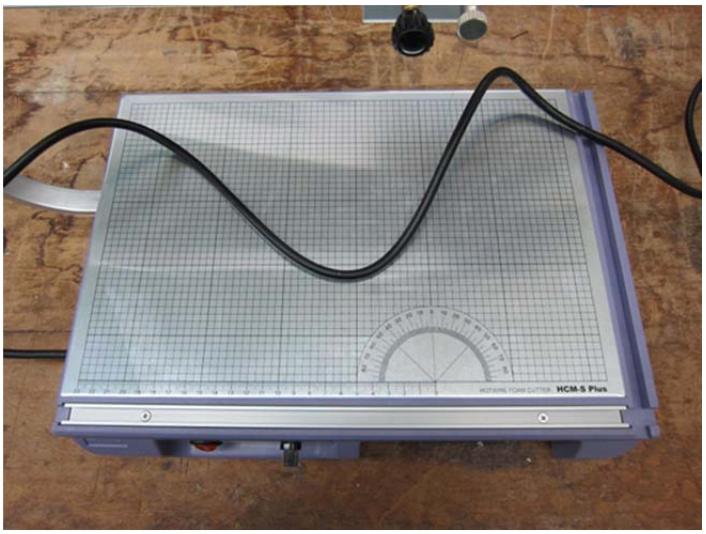

部品及び附属品において、発熱体（ニクロム線）の表面温度が１２０℃であるにも関わらず、電源電線にビニルキャブタイヤコードを使用していた。

品目番号	６１４	その他の音響機器
試料番号	３	
セントレード ME㈱（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

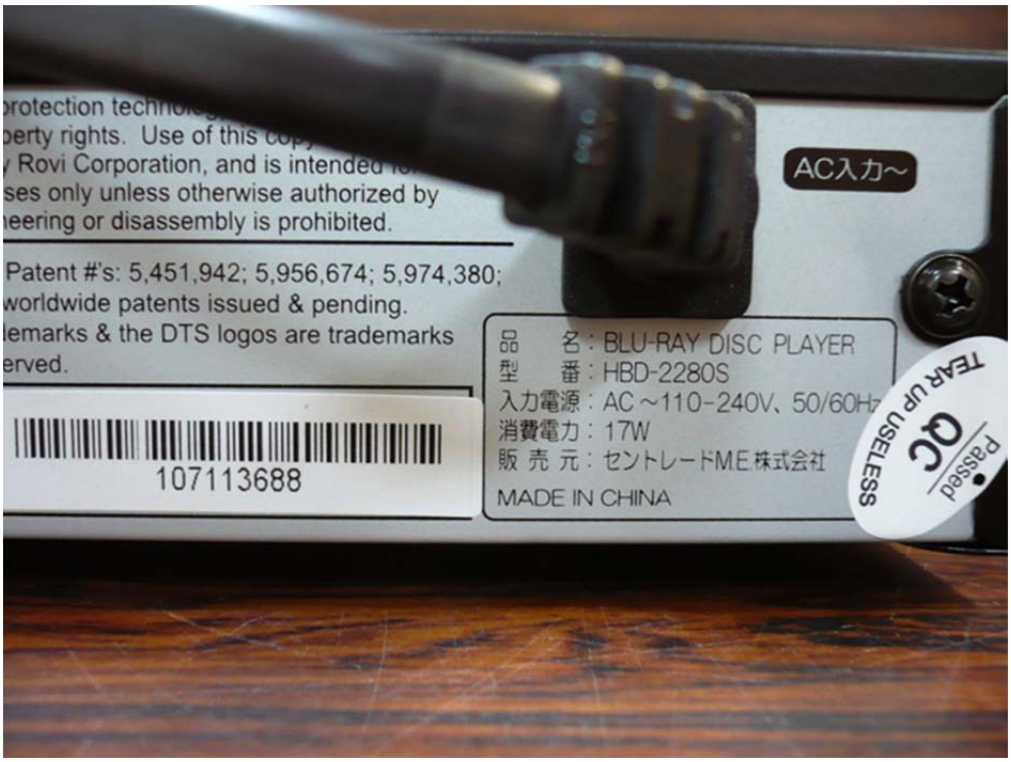

表示銘板において、定格入力電圧が１１０－２４０Ｖであり、日本の商用電源である１００Ｖが含まれていなかった。

品目番号	６１７	コンセント付家具
試料番号	３	
㈱サン・ハーベスト（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

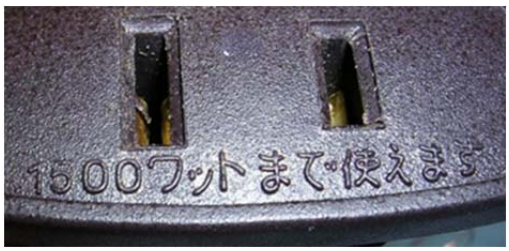

コンセントの出力表示

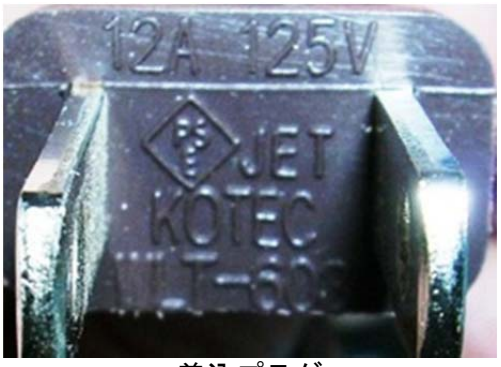

差込プラグ

コンセント

電線：１．２５mm^2

部品及び附属品において、コンセントの出力表示が１５００Wであるにもかかわらず、定格電流が１２Ａの差込みプラグ、コンセント及び断面積が１．２５mm２（許容電流が１２Ａ）の平形ビニルコードを使用していた。

品目番号	６１７	コンセント付家具
試料番号	５	
㈲鈴木木工家具（ニトリ）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

表示において、表示すべき事項である定格電圧の表示がなかった。（銘板らしきものがなかった）

品目番号	６１８	その他の電気機械器具付家具
試料番号	３	
㈱アテックス（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

表示において、製品の見やすい箇所に銘板等が貼付されていないため、表示すべき事項である表示がなかった。（電源ボックスに表示されている銘板は、小型単相変圧器の表示であり、当該電気用品に関する表示ではなかった。）

品目番号	６２０	（電気用品名記入欄）
試料番号	３	
竹中エンジニアリング㈱（TAKEX）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

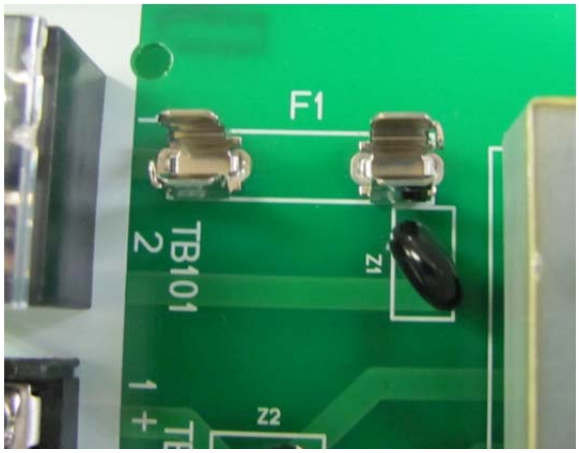

構造試験において、電源基板上の交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（０．５Ａ）の表示がなかった。

品目番号	６２１	医療用物質生成器
試料番号	２	
オーニット㈱（オーシーアール）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

表示において、表示すべき事項である定格消費電力の表示が銘板等になかった。

品目番号	６２１	医療用物質生成器
試料番号	４	
㈲アデックス		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

構造試験において、プリント基板上の交換が可能である温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作温度（１３３℃）の表示がなかった。

品目番号	７０２	電気湯沸器
試料番号	１	
スパーク㈱（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部（湯沸器の自動温度調節器及び温度過昇防止装置の配線）の表面が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。

品目番号	７０２	電気湯沸器
試料番号	１	
スパーク㈱（輸入）		
技術基準不適合箇所		２
写真番号		２

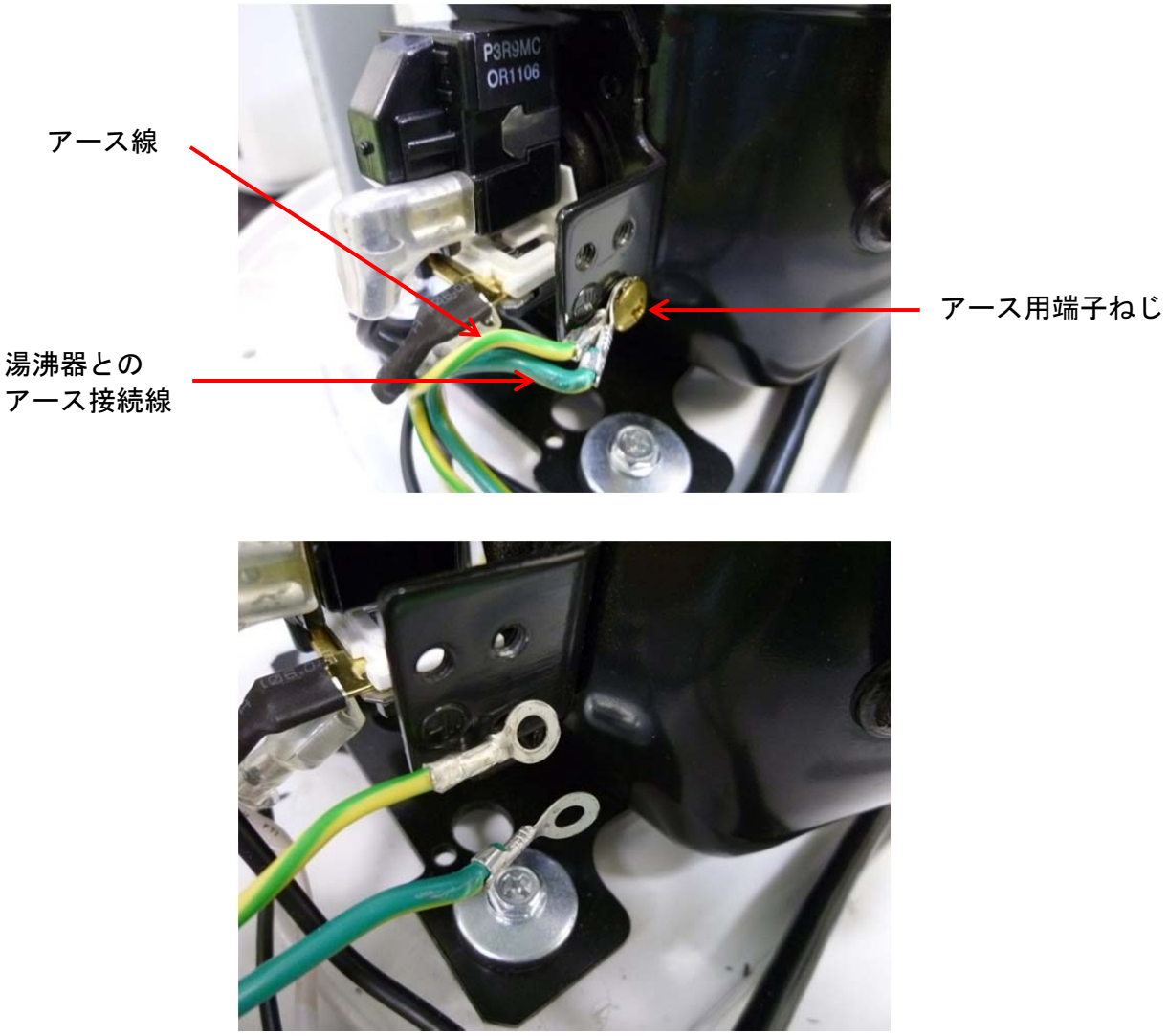

構造試験において、器体内部のアース用端子ねじを、電源電線のアース用線芯と器体内部のアース接続線との取り付けに兼用していた。なお、電源電線のアース用線芯を取り外した際にアース用端子ネジは脱落した。

品目番号	７０２	電気湯沸器
試料番号	１	
スパーク㈱（輸入）		
技術基準不適合箇所		３
写真番号		３

電流ヒューズ

構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（１５Ａ）の表示がなかった。

品目番号	７０２	電気湯沸器
試料番号	２	
㈱アクロス（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

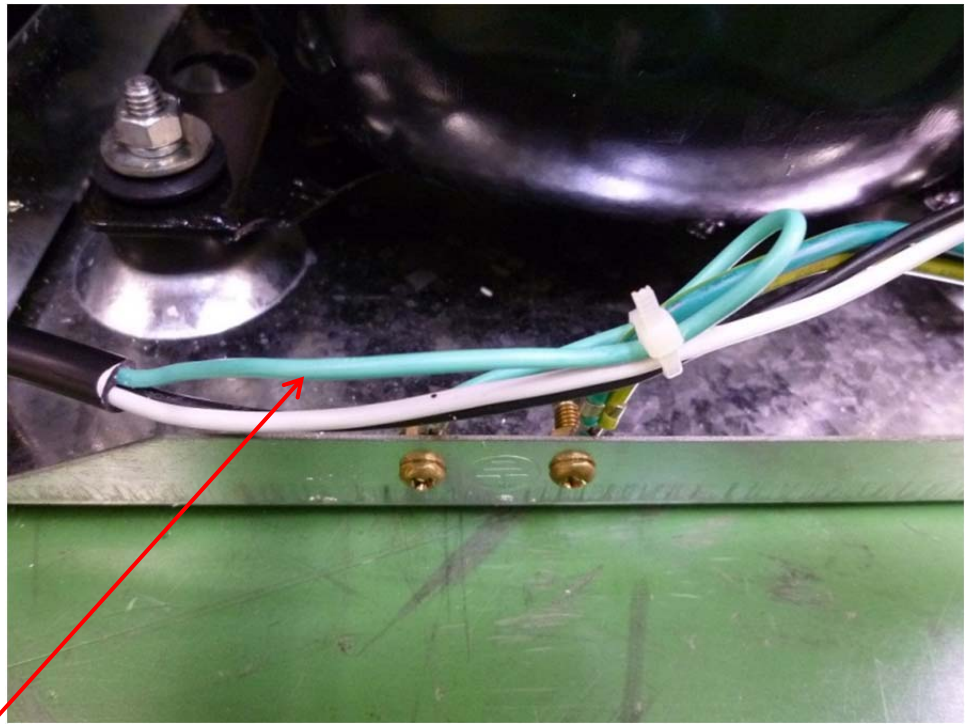

器体内部の
アース線

構造試験において、器体内部側のアース用口出し線（電源電線の１線）にアース用である旨の表示がなかった。

品目番号	７０２	電気湯沸器
試料番号	３	
スパーク㈱（OVIO）（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

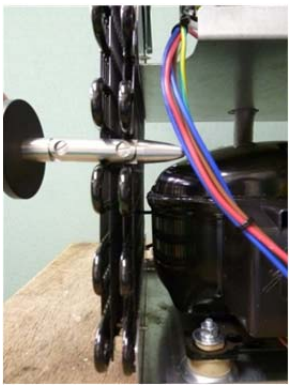

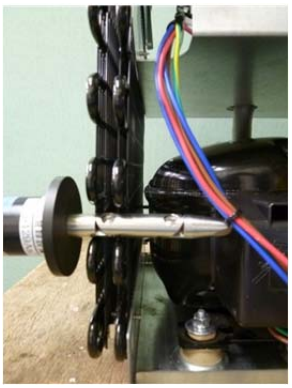

試験指が可触する内部配線の絶縁物の厚さ０．７ｍｍ
（便宜上外郭カバーを取り外した状態）

構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部（湯沸器の自動温度調節器、温度過昇防止装置及び圧縮用電動機の配線）の表面が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。

品目番号	７０２	電気湯沸器
試料番号	３	
スパーク㈱（0VI0）（輸入）		
技術基準不適合箇所		２
写真番号		２

器体内部の
アース用端子

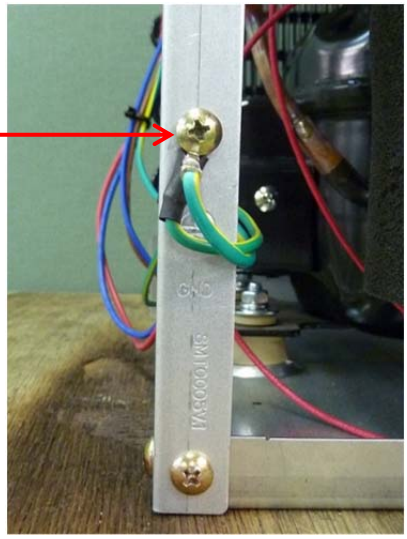

器体内部の
アース用端子
呼び径４ｍｍ
ピッチ 1.4ｍｍ

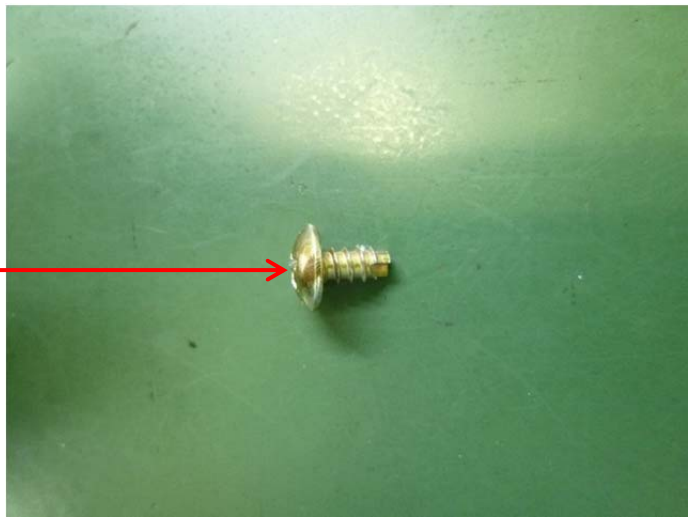

構造試験において、器体内部のアース用端子ねじにタッピンねじ（３種相当なし）を使用していた。

品目番号	７０２	電気湯沸器
試料番号	３	
スパーク㈱（OVIO）（輸入）		
技術基準不適合箇所	３	
写真番号	３	

電流ヒューズ

構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（１５Ａ）の表示がなかった。

品目番号	７０２	電気湯沸器
試料番号	４	
ヤマトマテリアル㈱（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

構造試験において、アース用口出し線を器体の外方に向かって張力を加えたとき及びアース用口出し線の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、アース用口出し線と内部端子との接続部に張力が加わった。なお、張力止めを備えていなかった。

品目番号	７０２	電気湯沸器
試料番号	４	
ヤマトマテリアル㈱（輸入）		
技術基準不適合箇所		２
写真番号		２

構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部（ヒータの配線）の表面が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。

品目番号	７０３	電気冷水機
試料番号	１	
スパーク㈱（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

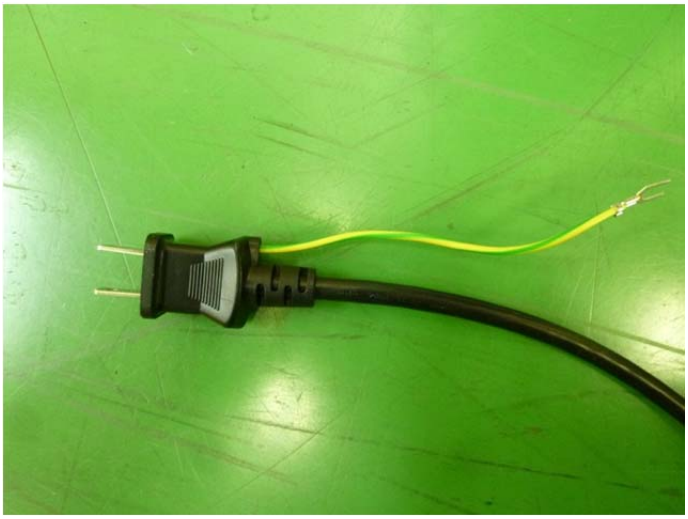

構造試験において、アース機構として設けられているアース線が水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器のみに認められている、多心コードの１線を電源プラグから引き出す構造となっていた。

品目番号	７０３	電気冷水機
試料番号	１	
スパーク㈱（輸入）		
技術基準不適合箇所	２	
写真番号	２	

構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部（湯沸器の自動温度調節器及び温度過昇防止装置の配線）の表面が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。

品目番号	７０３	電気冷水機
試料番号	１	
スパーク㈱（輸入）		
技術基準不適合箇所		３
写真番号		３

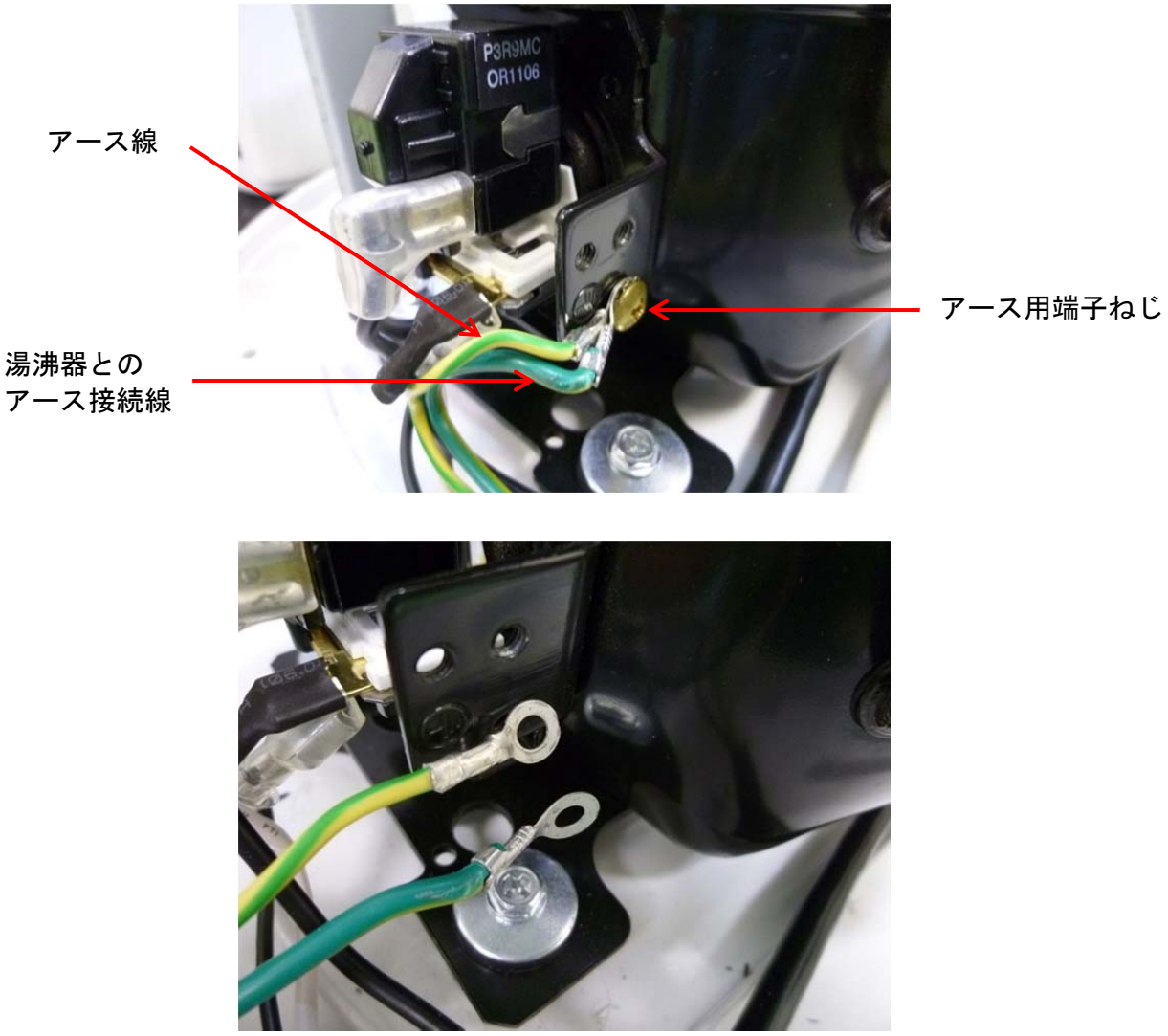

構造試験において、器体内部のアース用端子ねじを、電源電線のアース用線芯と器体内部のアース接続線との取り付けに兼用していた。なお、電源電線のアース用線芯を取り外した際にアース用端子ネジは脱落した。

品目番号	７０３	電気冷水機
試料番号	１	
スパーク㈱（輸入）		
技術基準不適合箇所		４
写真番号		４

電流ヒューズ

構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（１５Ａ）の表示がなかった。

品目番号	７０３	電気冷水機
試料番号	２	
㈱アクロス（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

構造試験において、アース機構として設けられているアース線が水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器のみに認められている、多心コードの１線を電源プラグから引き出す構造となっていた。

品目番号	７０３	電気冷水機
試料番号	２	
㈱アクロス（輸入）		
技術基準不適合箇所	２	
写真番号	２	

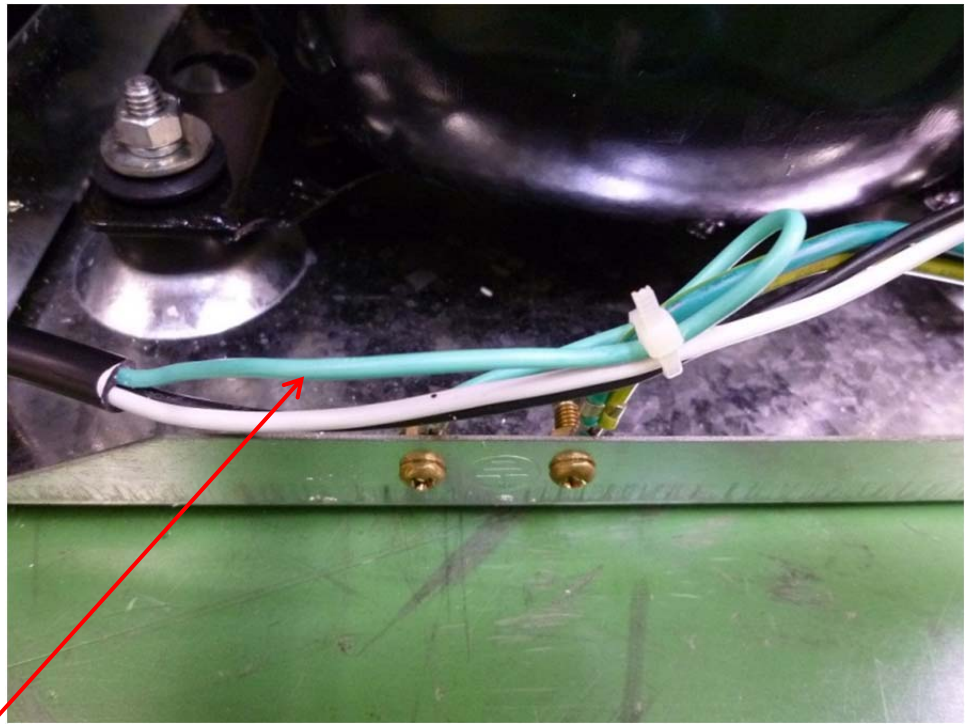

器体内部の
アース線

構造試験において、器体内部側のアース用口出し線（電源電線の１線）にアース用である旨の表示がなかった。

品目番号	７０３	電気冷水機
試料番号	３	
スパーク㈱（OVIO）（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

構造試験において、アース機構として設けられているアース線が水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器のみに認められている、多心コードの１線を電源プラグから引き出す構造となっていた。

品目番号	７０３	電気冷水機
試料番号	３	
スパーク㈱（OVIO）（輸入）		
技術基準不適合箇所		２
写真番号		２

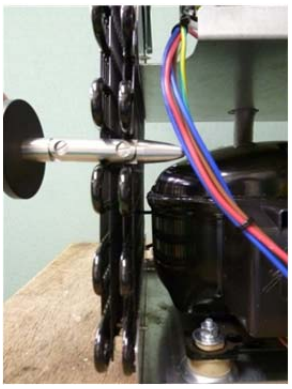

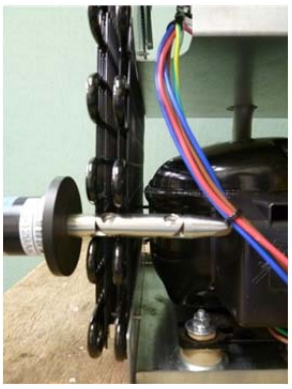

試験指が可触する内部配線の絶縁物の厚さ０．７ｍｍ
（便宜上外郭カバーを取り外した状態）

構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部（湯沸器の自動温度調節器、温度過昇防止装置及び圧縮用電動機の配線）の表面が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。

品目番号	７０３	電気湯沸器
試料番号	３	
スパーク㈱（0VI0）（輸入）		
技術基準不適合箇所	３	
写真番号	３	

器体内部の
アース用端子

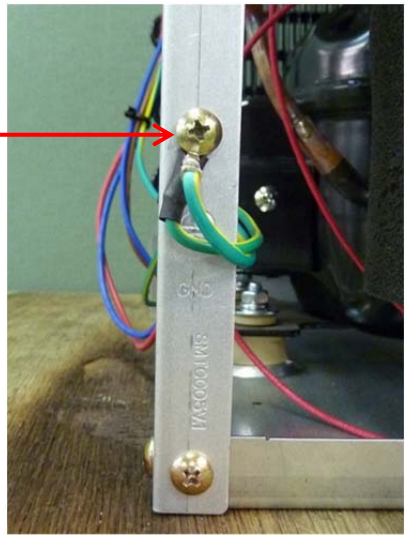

器体内部の
アース用端子
呼び径４ｍｍ
ピッチ 1.4ｍｍ

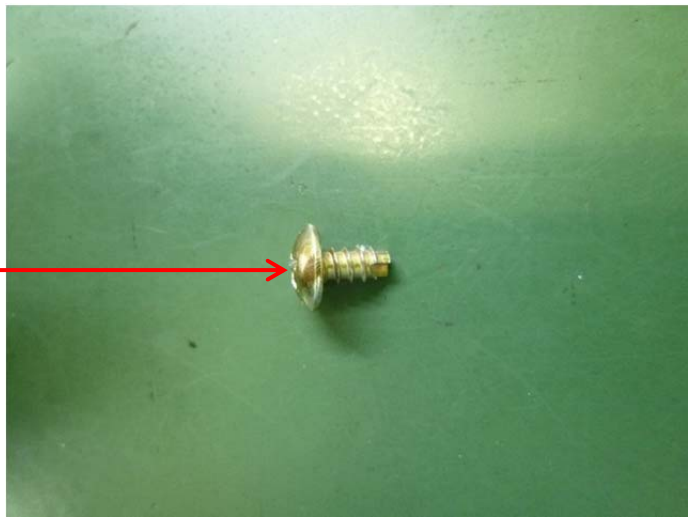

構造試験において、器体内部のアース用端子ねじにタッピンねじ（３種相当なし）を使用していた。

品目番号	７０３	電気冷水機
試料番号	３	
スパーク㈱（OVIO）（輸入）		
技術基準不適合箇所		４
写真番号		４

電流ヒューズ

構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（１５Ａ）の表示がなかった。

品目番号	７０３	電気冷水機
試料番号	４	
ヤマトマテリアル㈱（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

アース線

外方に向かって
張力（０．５Ｎ）
を加えた状態

器体内部の
アース用端子

構造試験において、アース用口出し線を器体の外方に向かって張力を加えたとき及びアース用口出し線の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、アース用口出し線と内部端子との接続部に張力が加わった。なお、張力止めを備えていなかった。

品目番号	７０３	電気冷水機
試料番号	４	
ヤマトマテリアル㈱（輸入）		
技術基準不適合箇所		２
写真番号		２

構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部（ヒータの配線）の表面が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。

品目番号	７０４	毛髪乾燥機
試料番号	５	
㈱ヒロックス（輸入）		
技術基準不適合箇所		１
写真番号		１

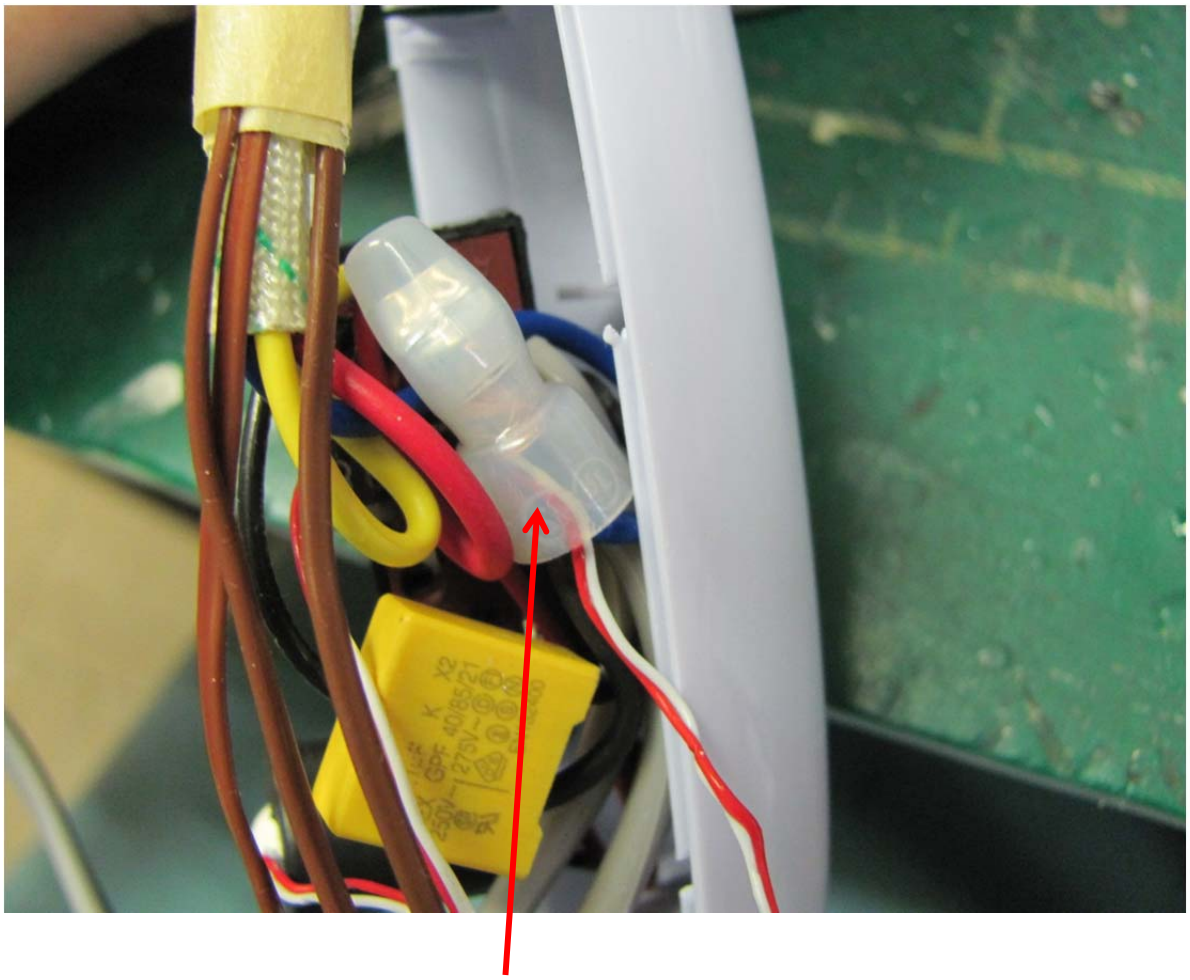

閉端接続子

材料試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験：１００Ｖ、５０／６０Ｈｚ、運転モードＬＯＷ、連続運転）で、内部配線相互の接続に使用している閉端接続子のポリアミド樹脂カバーの温度が１０４．０／１０９．０℃（周囲温度２９．０／２９．０℃）であった。

品目番号	７０４	毛髪乾燥機
試料番号	５	
㈱ヒロックス（輸入）		
技術基準不適合箇所	２	
写真番号	２	

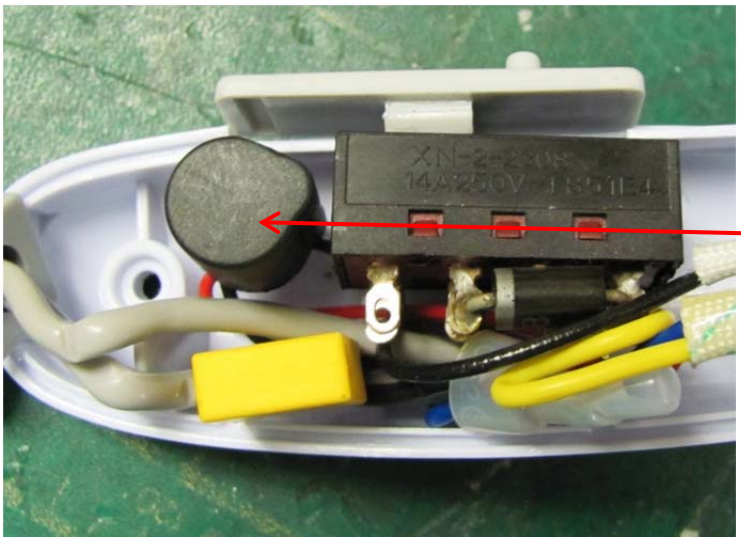

構造試験において、高電圧発生ユニットの出力尖頭電圧が１．２７ｋＶであるにもかかわらず、その近傍又は外郭の見やすい箇所に高圧のため注意を要する旨の表示がなかった。

品目番号	７０７	電子レンジ
試料番号	３	
吉井電気㈱（アビテラックス）（輸入）		
技術基準不適合箇所	３	
写真番号	１	

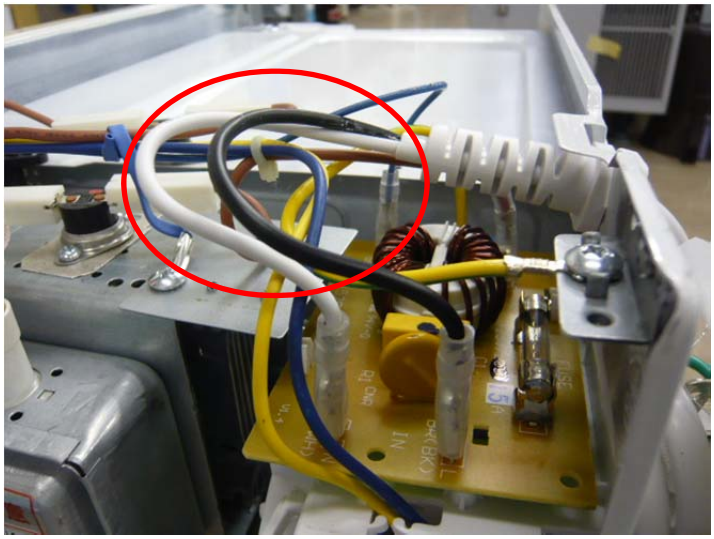

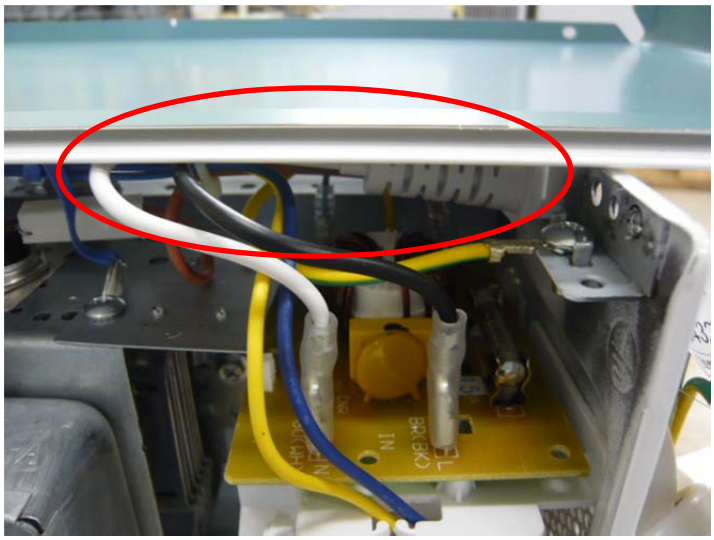

電源接続及び外部可撓コードにおいて、Ｙ形取付けの電源コードの内側絶縁導体が、可触金属部に接触しており、基礎絶縁により更に絶縁されていなかった。

３．７　施行規則不適合電気用品の概要

３．７　施行規則不適合電気用品の概要

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	施行規則不適合箇所の内容	施　行　規　則	写 真
コンセント付家具 品目番号６１７ 試料番号５	表示なし	表示なし （ｴﾌｪｯﾄ3面 12085500061）	㈲鈴木木工家具 （ニトリ）	電気用品安全法施行規則第１７条（表示の方式）において、表示すべき事項である㋮記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第１７条 （表示違反）	1
その他の電気機械器具付家具 品目番号６１８ 試料番号３	表示なし	なし （AX-B551E）	㈱アテックス （輸入）	電気用品安全法施行規則第１７条（表示の方式）において、表示すべき事項である㋮記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。（電源ボックスに表示されている銘板は、小型単相変圧器の表示であり、当該電気用品に関する表示ではなかった。）	電気用品安全法施行規則第１７条 （表示違反）	1

品目番号	６１７	コンセント付家具
試料番号	５	
㈲鈴木木工家具（ニトリ）		
施行規則不適合箇所		１
写真番号		１

電気用品安全法施行規則第１７条（表示の方式）において、表示すべき事項である㋮記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。

品目番号	６１８	その他の電気機械器具付家具
試料番号	３	
㈱アテックス（輸入）		
施行規則不適合箇所		１
写真番号		１

電気用品安全法施行規則第１７条（表示の方式）において、表示すべき事項である㋮記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。（電源ボックスに表示されている銘板は、小型単相変圧器の表示であり、当該電気用品に関する表示ではなかった。）